

# 学如撰『真言律行問答』の翻刻

佐竹隆信

はじめに

安芸国（広島）福王寺の学如（一七一六―一七七三）の著作である『真言律行問答』の内容についてはすでに些かの紹介を行った。<sup>(1)</sup>

現在、伝本としては、四本確認されている。<sup>(2)</sup>このうち高野山大学図書館の謄

写本は、長谷宝秀師が福王寺所蔵の『真言律行問答』を転写したものである。

また和歌山県立図書館の活字本は、高野山大学林が出版したものであるが、他には確認できない。

福王寺の所蔵本は、江戸期の写本であり原本とはみなし難く、転写内容も長谷宝秀師が移した謄写本とほぼ一致する。しかし、個人蔵の写本は、書き込みや貼紙がり、後世の手が入っているとはいえず、詳しい記述があった。そのため本翻刻の底本とした。

学如撰『真言律行問答』の翻刻

1 佐竹隆信「学如撰『真言律行問答』をめぐる」  
智山学報六十三号。

2

①『真言律行問答』写年不明（写本） 福王寺蔵

②『真言律行問答』明治十六年（活字）高野山大学林  
和歌山県立図書館蔵

③『真言律行問答』昭和九年（謄写本）  
高野山大学図書館蔵

④『真言律行問答』写年不明（写本）  
個人蔵

また活字本以外の末尾には、「芸州福王寺学如畔睨奉啓」の願書（福王寺を有部律復興の道場とすることを願う上奏文）が付されているので、合わせて翻刻する。

### 底本の書誌

本来は全ての書誌をあげるべきであるが、紙数の都合もあるため底本の書誌のみを記す。

史料名「真言律行問答」（写本）

年代等：江戸後期 書写者不明 一冊

縦：24・2 cm 横16・9 cm

紙数：44丁 袋綴 糸切れ

行数：7～9行程度 一行字数：20～26字程度

表紙：別紙表紙（緑）

外題：外題箋あり「真言律行問答」

外題箋下に張り紙あり「へ」

内題：「真言律行問答」

尾題：なし

裏表紙：見返し（返り表紙がなく、本紙最後丁の左に貼紙あり）<sup>3)</sup>

本文：漢字仮名交じり文

奥書「宝暦九年己卯十二月四日於京都僑舎書」

備考：『真言律行問答』の巻末に願書付属

ここに『真言律行問答』の翻刻に際し、便宜をいただいた各位、殊には苦米地誠一師、福王寺・亀尾祥宏師、和歌山県立図書館殿、高野山大学図書館殿には、甚深の感謝を表す。

〈キーワード〉学如、福王寺、『真言律行問答』、有部律

3

藝州福王寺先師學如上  
人ノ為有部律再興去寶  
曆九年ノ御室御所役之  
廳御対話之ノ公師不審  
条々應答云云ノ御所

〔凡例〕

一、本翻刻は苦米地誠一師所蔵の『真言律行問答』を翻刻したものである。尚、

福王寺本（福王寺写本）、和歌山県立図書館所蔵本（活字本）、高野山大学

図書館所蔵本（謄写本）を対校本に用いた。

一、本文の校異は脚注に示した。

一、漢字表記は概ね底本の通りとした。異体字については常用の書体に統一した。

一、振り仮名、送り仮名の表記も底本通り翻刻した。ただし「ゝ」「尸」「メ」「」」「寸」は「ナリ」「ドモ」「シテ」「コト」「トキ」と開いて表記した。

『真言律行問答』翻刻本文

真言律行問答

問八祖ヲ始奉リ<sup>(1)</sup>、實惠真雅等<sup>(2)</sup>ノ大徳、皆比丘大戒ヲ受タマヒ

乃至御室元祖法皇ヲ始奉リ中古ノ諸師皆東大寺ニ於テ

具足戒ヲ受タマイシヨシ<sup>(3)</sup>旧記ニ明ニ見ヘタリ<sup>(4)</sup>、然レドモ律僧トモ

1 福王寺本・謄写本では

「リ」なし

2 福王寺本・謄写本では

「ノ」なし

兼律トモ、内律トモ、申サズ、唯真言宗真言僧トノミ、申シヌ、今時ノ出家、比丘沙弥トナレバ、兼律、内律、々僧ナンドト呼ビケルコトハイカナル、子細アリテ、カカル相違ハ、出来タリ侍ルゾヤ<sup>(5)</sup>答此事本山ニハヨク知シメサレ史事ナレトモ、世間ニ、会得セザルモノ多シ、今明ニ申シ聞スベシ、古ヘ日本ニ八宗盛ナリ、其中律宗ハ、三藏ノ中ニ於テ、律ニ依テ、宗ヲ立、唐ノ南山、道宣ヲ祖トシ、鑑真是ヲ日本ヘ伝ヘタマヘリ、大乘三聚戒ノ行者トハイヘドモ小乗ノ律一学ヲ專要トシテ、立タレバ律宗トハ呼ナリ<sup>(9)</sup>小乗律制ノ質素ヲ本トシ、絹衣ヲ嫌ヒ、麻布衣、節儉ヲ要トシテ、官階ニ進マズ、若律教ニ違シヌルコトハ、タトヒ、大乘ニ開アレトモ、用ヒズ、律制ヲ以テ、裁断セリ、真言宗ハ三学ノ中ニ於テ、經ニ依テ宗ヲ立テ、戒学ニ於テハ有部律ヲ用ユ、是ハ弘仁十四年高祖奏聞ニ達シ、吾一宗ノ所学ノ三藏ヲ、定メタマヒテ、自他宗共ニ、知ル所ナリ、此有部律モ小乗ナレドモ、三密ノ方便<sup>(12)</sup>ノ学処ニ、用ヒタルモノナリ、秘密最上乘ヲ、本トスレバ、此律ヲ、格別一宗ノ大事トハシタマハズ、然レドモ、元來諸々ノ大小乗教ハ悉

1 丁右  
1 丁左

3 活字本では「ヨシ」が「コト」となっている。

4 福王寺本・謄写本では「へ」なし

5 活字本にのみ「真言宗ニハ受戒ストモ律ノ名ヲ唱ヘサル事」とあり。

6 福王寺本・謄写本では「シ」なし

7 活字本では「終」(補入)

8 活字本では「是則」(補入)

9 福王寺本・謄写本では「立タ」が「立ツ」となっている。

10 活字本では「不尔」(補入)

11 活字本では「定メタマヒテ」が「定メタマイシコト」となっている。

12 福王寺本・謄写本では「ノ」なし

ク法佛ノ両部大經ノ中ヨリ機ニ隨テ、流レ出タルモノナレバ派みなまた

ハ小乗ノ迹すかたナレドモ医王之日觸し途皆藥横統一切佛教ノ眼ヨリ

見取テ、根本、両部大經ニ還シ入ヌレバ、本源一味ノ秘密水ト

乳合シ、五部ノ木又、直ニ、三昧耶戒トナリテ、身口意ノ行事

ソノママ、<sup>(14)</sup>三密トナル意ナリ、コノユヘニ有部律ハ、小乗ナレドモ、高祖

ハ三学ノ録ニ、真言宗所學ト題シタマヘバ、真言宗ノ行フ、有

部律ハ、密教ト成テ、彼小乘人ノ有部律ノ意ト又四分律宗

2丁右

ノ律行ノ意ト、雲泥ノ相違アルコトナリ、大師ノ門下代々祖師

ノ、比丘戒受ケタマウハ、皆此真言有部律ヲ、用ヒタマヒ、<sup>(17)</sup>彼律宗

ヲ兼學シ、タマハザレバ、兼律ト云ベキヨウナシ、真言ヲ本トシ、官僧

ナレバ、律僧トモ申サズ、有部律ハ高祖真言ノ、所學ト奏聞ニ

達シテ定メタマエバ、内儀私ノ行ニアラズ、真言表儀ノ律ナレバ<sup>(18)</sup>

内律ト申スベキ、理ナシ、カカル由ニテ、真言ノ先徳ヲバ、ヨリニハ、比丘

ノ律師ノトハ、申シケレドモ、律僧トモ、兼律トモ、内律トモ申サ

ザリシナリ、而ルニ六七百年以前ヨリ、漸々、律行省略セ

ラレ、四分律宗モ、真言有部律モ、行フ人天下ニタエケル

2丁左

13 活字本では「ナリ」が「成リ」となっている。  
14 活字本では「ニ」(補入)

15 福王寺本・謄写本では「ノ」(補入)

16 福王寺本・謄写本では「ケ」なし

17 福王寺本・謄写本では「ノ」(補入)

18 活字本では「行」(補入)

19 訂正(付け足し)で「内」とあり

ニ、興正菩薩、四分律宗ヲ、中興シタマヒ、西大寺ニテ、大ニ此宗ヲ講ジ、秘密ヲ兼テ、弘通シタマヘリ、今時天下ノ律僧ハ、皆此西

大寺ノ余流ナリ、夫ヨリ律宗ハ、盛ナレドモ、真言ノ有部律ハ

今宝曆九年マデハ、学行ノ人、見ヘ侍ラズ、サレバ、今時ノ律

僧ハ、西大寺ノ流ヲ、受タレバ、四分律ヲ、表ノ本宗トシ、真言

ヲ内ノ兼学トシ元ヨリ、真言宗ナル人モ、此ノ流ニ入ヌレバ、他宗ヲ兼

学スル故ニ、兼トハ呼ナリ、真言寺ハ、皆官地ナレバ、律宗兼学ノ人

住スマジキヲ、然ヲ本寺本山ノ表ハ、種々ニ方便シ、兼学無位無

官ノ身ニテ、此唯真言寺ニ雜住スル故ニ、内律ト云ナリ、是故ニ此 3丁右

三称ハ、古来ハ無キコトニテ、近来出来リタル名目ナリ、此三称ノ中

ニ内律ト云コトコソ、殊ニウタテキコトナリ、本寺ニハ律行ヲサノミ

悪事トハ思ヒタマハザレドモ、他宗兼学ノモノナレバ、大師ノ御遺戒

ニ漏レ、寺ノ古格ノ卒尔ニ、乱レンコトヲ嘆カセタマヒテ、内ニハ律

僧ト知ツツモ權威ヲ以テ強テ、官僧ノ躰ニシテ、應對シタマヒ

其住持ノ僧モ面ハ寺ノ格ニ隨ヒ内ニハ、兼学ニテ表裏相

異シ、本末トモニ、冷ヤシカラデ、快カラザルコトドモナリ、廣キ世界

20 活字本では「ヒ」(補入)

21 活字本では「見ヘハベラズ」が「見侍ヘヨズ」となっているが誤りであると考えられる。そのため、ここでは写本に依る。

22 活字本にのみ「兼律ト唱ヘ真言寺ニ住スマシキ事」とあり。

23 福王寺本・謄写本・活字本では「律」(補入)

24 活字本では「ル」(補入)

25 福王寺本・謄写本では「ノ」(補入)

26 福王寺本・謄写本では「是故ニ此ノ」(補入)

27 活字本では「キ」(補入)

28 福王寺本・謄写本では「リ」(補入)

29 活字本では「其住持ノ僧」が「其ノ住持僧」となっている。

30 福王寺本・謄写本では「本」(補入)

幻ノ浮世ニ欲心離レカタク、寺ニ住持シマボシクテ、カカルコトアルモ

アリ、<sup>(33)</sup>何ニシテモ、<sup>(34)</sup>快カラザル事ドモナリ、然バ則、<sup>(35)</sup>今日ニテモ、律宗ヲ

3 丁左

捨テ官位ニ、進ミ真言ノ有部律ヲ、学行シナバ、兼律ニアラ

ズ律僧ニアラズ、官地ニ住ストモ、内律トハニ云マジキナリ、<sup>(36)</sup>東寺ノハ、密場ナレ

バ他宗ノ雜住スルコトヲ、禁制シタマウコト、弘仁ノ官符並ニ、高祖ノ御遺告ノ明也、然ハ密

寺ニハ、他宗ノ人ヲ置クベカラズ、他宗兼学ノ人モ、既ニ見識三業格別ノナレバ、置クベカラ

ズ、是護法ノ用心ナリノ此ニ云兼学ニト非真言宗ニト兼律宗ヲ西大寺禎尾大鳥等ノ、派皆

本宗律宗ニシテ而ノ兼学真言ヲ故其兼学ノ分齋ニテハ不許レ住也其故ニ南山ヲ祖師トシテ大師ヲ

ハ傍ニスル故ニノ吾宗ノ門徒ニアラズ、天台宗ト同シ、何ソ住セシメン、本宗真言而兼コトハ他

宗者、不レ嫌既ノ御遺告ニ法相三論兼学スベシト云ヘリ、然レ此ニ宗ノミ許シ玉ヘリ、律宗

ヲ兼ルコトハノ聞ヘズ、靈雲寺ハ本宗真言ナレバ、門徒也故ニ住ストモ咎少シ、然レトモ律宗

ヲ兼ル故、不レ用ノ大師ノ法則ヲ故ニ不可也

真言僧ハ官僧、真言寺ハ官地タルベキ事

問僧家ノ官ニ、進ミ侍ルコトハ、<sup>(38)</sup>宗旨ニ隨テ、異アルコト、古ヨリ沙汰

4 丁右

31 福王寺本・謄写本では「シ」(補入)

32 福王寺本・謄写本では「アル」が「有ル」となっている。

33 福王寺本・謄写本にのみ「寺院興隆人法相統ノ為ニ住持ヲ望テカカル事アルトモ」とあり。

34 活字本では「レ」(補入)

35 活字本では「チ」(補入)

36 活字本では「モノ」(補入)。福王寺本・謄写本では「者」(補入)

37 「東寺…中略…不可也」の記述は、底本のみであり。

38 福王寺本・謄写本では「ハ」なし



アル、コトナリ其大概ヲ、聞コトヲ得ベシヤ<sup>(39)</sup>

答其委キ事ハ、有職家ニ、依テ学ブベシ、今其簡要ヲ云ハバ

律宗ト禪宗トハ、官位ニ昇進セザル、宗旨ナリ、真言天台等

ハ官位ニ進ム宗旨ナリ此格佛制ニアラズ、トイヘドモ其宗々ノ

祖師ト、國王トノ佛教紹隆ノ方便ヨリ、出来リシモノニシテ

亦佛教ニ、違スルコトナシ、此故ニ其宗ニ入りテハ、其祖師ヲ学ブベシ

不空三蔵ハ有部律学行ノ大苾芻ニシテ<sup>(40)</sup>旧訳ニ比丘ト云、新訳ニ苾芻<sup>ビッシュ</sup>ト云、具

足戒ヲ受タル、大僧ノ梵名ナリ、名義集等ニ苾芻草ノ名トシテ、漢語トスル

ハ甚無稽也)開府儀同三司試鴻臚卿肅

#### 4 丁左

國公贈司空ノ封マテ受タマヘリ日本ノ高祖ハ伝燈大法師

位大僧都ニ任ゼラレ入定ノ後僧正乃至大師ヲ贈ラセタマ

ヘリ上足ノ實恵ハ僧都真雅真然ハ僧正ニ任ゼラレ絹衣<sup>(41)</sup>

ヲ着シ車ニ乗テ宮中往来シタマヘリ其外十大弟子以下<sup>(42)</sup>

多官位ニ進ミテ大比丘僧ナリ祖師ノ遺法本寺ニ伝リ今日

ニ至ルマデ皆官位ヲ表儀トセリ而ルヲ真言僧入律ストテ

律宗ヲ兼学シ官位ニ進マヌコトト心エタルハ己ガ宗祖ヲ白眼<sup>(43)</sup>

39 活字本にのみ「真言宗ハ官ヲ本トスル祖伝ナル事」とあり。

40 底本にのみ「旧訳ニ比丘：中略：ハ甚無稽也」とあり。

41 活字本では「而テ」

(補入)

42 福王寺本・謄写本では「シ」(補入)

43 福王寺本・謄写本では「ニ」なし

44 活字本にのみ「徧局律僧ヲ論トス事」とあり。

45 活字本では「心エタルハ」が「心エ」となっている。

ニ見ルヤ本寺ノ風格ヲイカガ思ヘルヤ其道理ヲシラズソレ  
トモ若深信ノ機ノ化他ノ力微ニシテ興隆ヲ恐ルル意ナラバ

5 丁右

イカニモ世ノ塵ヲ厭ヒ官途ニ進マズ官地ニ住セズ三衣一鉢ニシ  
テ人事ヲ避ケ深山ノ奥柴ノ庵ニ心ヲ澄シ事相教相ノ多事

モ止テ一尊一行ノ三昧ニ入テ王候大人ノ喚請アリトモ迹ヲ隠シ  
名ヲ埋テ三輪ノ僧都ノアリサマナラムコソ、アリガタク貴カル

ベシ然ラバ官地ノ住持職ヲバ望ムマジキモノナリ、若又八祖嫡  
傳ノ大法ヲ擔ヒ人法ヲ興隆シ佛日ヲ耀シ沈淪ノ迷途ヲ

照ラサント濟度ノ門ニ向フ意樂ナラバ是即信解ノ大機理

趣經ニ所謂菩薩勝者ノ者、乃至盡ニ<sup>マテ</sup>生死ニ<sup>ヲ</sup>恒ニ作<sup>レ</sup>衆生ノ利ニ<sup>ヲ</sup>而  
不<sup>レ</sup>趣<sup>ニ</sup>涅槃<sup>ニ</sup>者已是佛果ヲ目カケズ菩薩ノ位ニ住シ八大

5 丁左

祖師ノ意樂ノ如ク王候ニ交リ貴賤ニ親ミ塵中多事

ヲ<sup>ものか</sup>屑トセズ官位ニ進ミ寺院ニ住シ若王候ノ機嫌ニ隨テハ  
錦繡綺羅ノ衣モ着シ王侯長者ヲ撰得スルハ吾宗常ノ所

作是ヲ以テ大法懂ヲ扶立シ寺基ヲ堅固ニスベキコトナリ  
然バニ諦兼修ノ僧ハ必ズ官位ニ進ミ官地ニ住シ依正相

46 活字本では「ヤ」(補入)

47 活字本では「方便」(補入)

48 福王寺本・謄写本では「ノ」なし

49 福王寺本・謄写本では「アリ」が「有り」となっている。

50 活字本では「アリガタク」が「イト有難ク」となっている。

51 福王寺本・謄写本では「途」なし

52 活字本では「向フ」が「向ノ」となっている。

53 活字本では「撰得」が「撰待」となっている。

54 福王寺本・謄写本では「レ」(補入)

55 活字本にのみ「官僧モ必ス受戒スヘキ事」とあり。

應スト云ベシ然バ真言僧ハ必定具足戒ヲ受テ官位ニ進

ミ真言メキタルガヨシ<sup>(56)</sup>寺院モ律格ハ勿論ナレドモイカニモ秘密

ノ道場ト見ヘテ真言メキタルガヨシ真言ノ寺院ハ王宮ノ模

様ヲ移シタルコト多シ是大唐ノ雅風ニシテ<sup>(57)</sup>即俗而真ノ宗<sup>(58)</sup>

旨ナレバ世間ノ雅ヲ用ヒシモノナリサレドモ律儀亡テ後即俗而

真ガ過テ唯俗トナル寺院尤多シ律ハ佛国ノ礼楽ナリ禮

楽ナケレバ世間モ出世モ卑俗ト賤シンズルコトナリ有部律ノ

文雅ヲ用ユルトキハ俗風自ラ去テソノ則<sup>(59)</sup>觀ズベカランカ高祖

大師高雄寺ノ清規ヲ建タマウ時三学均等ニシテ三

綱ヲ置キ大衆振々トシテ皆有部律ノ苾芻ナレドモ律ヲ

專要トセザル宗旨ナレバ律院トハ呼バザルナリ其外東寺

高野弘福等ノ高祖ノ御寺経律論トモニ<sup>(60)</sup>学行シタ

マヘドモ律院トハ云ハズ真言寺ナリサレバ真言寺ハ門ニ界畔

ヲ標シ堂ニ比丘滿ルトモ皆官地タルベシ律院トハ呼ベカラズ

彼ノ定恵ヲ餘所ニスル如キ律一学ヲ專トスル律宗弘通

ノ寺ヲノミ律院トハ呼<sup>よぶ</sup>ベシ從來ノ律師ノ真言寺ト云才好

## 6 丁右

56 福王寺本・謄写本では「寺院モくガヨシ」なし

57 活字本では「元來」(補入)

58 福王寺本・謄写本では「即俗」が「俗即」となっている。

59 福王寺本・謄写本では「ズ」が「ツ」となっている。

## 6 丁左

60 活字本では「トモニ」が「共ニ」となっている。

61 福王寺本・謄写本では「ツ」(補入)

マズ律院ト呼ヲ好ハ南山家ノ宗風熏習セル故ナリ西大寺

槇尾等ノ一派ハイカニモ南山ヲ祖師トスレバ律院律僧

ト呼ヲ規模トスベシ是等今論ズル處ニアラズ弘法大師ヲ

祖師トスルモノハ真言寺ト呼ヲ規模トスベキヲ律院ト

呼レンコトヲ好ムハ本意ヲ失セルニ似タリ然レドモ御室御所

ノ如ハ総法務ニマシマセバ往古ヨリ彼ノ律宗ナル寺院ヨリ本寺

ト頼ミ奉ルトモ相違ハナキコトナリ其外ノ本山モ真言兼学

スル辺ヨリ本寺トタノミナバ准ジテ相違アルマジキモノナリ

律ノ差別ノ事

問律ニ何ナル差別アリヤ 答律ニ大小アリ大乘律ハ今

ノ所論ニアラズ小乗律ハ僧ハ律有部律四分律十誦律トテ

五部ノ律アリ此中律宗ハ四分律ヲ以テ立タリ真言宗ハ

有部律ヲ用ユ是等ノ律行フ人断絶シケルニ興正尊者

四分律宗ヲ中興シ西大寺ヨリ此宗ヲ弘メタマヘリ其外

ノ律ハ弘行スル人ナシ、京都ノ槇尾高野真別處泉州神

鳳寺河内ノ野中寺等皆彼西大寺ノ末派ナリ然レトモ

7丁右

62 活字本では「ハ」(補入)

63 福王寺本・謄写本では「総」が「惣」となっている。

64 福王寺本・謄写本では「タノミ」が「頼」となっている。

65 活字本では「僧ハ律」が「僧低律」となっている。66七 福王寺本・謄写本では「ユ」なし

67 活字本にのみ「興正明忍等ノ師律ヲ中興スル事」とあり。

68 活字本では「四分律宗」が「四分律」となっている。

7丁左

古今ノ事実ヲ考ルニ興正時代ノ律行ト今時ノ律行トハ恐<sup>(69)</sup>

ハ差異アルベシ興正ホモト醍醐ノ真言僧ニテアリケル故西大寺律興隆ノ後モ真言ヲ専トシ一固ノ法流今ニ相承セリ

槇尾ノ風ハ三学ノ中唯律ノミヲ行ジテ密軌ヲ廢セルニ似タリ

故ニ真言宗ニハ甚遠シ其由来ヲ尋ルニ興正数百年ノ後

西大寺ノ律漸々衰微シテ只軌則ノミヲ行ジテ実行ナカリ

シニ慶長年中高雄<sup>(71)</sup>晋海僧止律再興ノ志アリテ弟子明

忍ヲ西大寺へ遣シ律文ヲ習学セシメタマウ其時西大寺ニ

友尊ト云僧アリ、丹波中山寺ニ惠雲ト云僧アリ明忍彼二

人ト志ヲ合シ槇尾ニ於テ自誓受具シ明忍自ラ行事抄ヲ

講ジ又西大寺高珍上人ヲ請ジテ四分律ヲ講ゼシメ大ニ律範

ヲナシ如法ニ行ハレケレバ晋海僧正高雄ノ知行ノ内ヲ三十餘石

分テ槇尾<sup>(74)</sup>エ寄附セラレケリソレヨリ今日マデ<sup>(76)</sup>如法四分律学絶

ルコトナシ是偏ニ晋海僧正ノ力ナリ明忍アリトイヘドモ僧正<sup>(77)</sup>無ンバ

イカンゾ此勲功アランヤ僧正ノ身ニ律行シタマウコトハ聞ヘザレドモ

天下ノ律ニ志アルモノ皆是ニ從テ律ヲ行ヒケルハ畢竟ズル

## 8 丁右

69 福王寺本・謄写本では「ク」(補入)

70 福王寺本・謄写本では「々」が「ク」となっている。

71 福王寺本・謄写本では「ノ」(補入)

72 福王寺本・謄写本・活字本では「合シ」が「合セ」となっている。

73 福王寺本・謄写本では「テ」なし

74 福王寺本・謄写本では「エ」が「へ」となっている。

75 活字本では「ケリ」が「ケル」となっている。

76 福王寺本・謄写本では「マデ」が「迄」となっている。

77 福王寺本・謄写本では「無」が「ナク」となっている。

78 活字本では「身ニ」が「自ラ」となっている。

處是晋海ノ行ヒタマウ道理ナリ三寶ヲ興隆シ佛恩

8 丁左

ヲ報ジ他ヲ度シ千載ニ芳名ヲ貽のこすコト豈大ナラズヤ夫ヨリ

明忍別受ノ作法(79)ヲ傳シ為ニ入唐セント志シ槇尾ノ新学衆

ヲ友雲ノ二人ニ囑シヤガテ整束シ對馬マデ趣カレケルニ故障出

来リ猶豫スル間ニ病發(80)テ入唐ヲ遂ズシテ終ニ命終セリ尔来

槇尾ハ惠雲友尊軌則ヲ指南シ佛前ニ密具ヲ置ズ(81)手印結(82)

ビ念誦ナンドシテ真言メキタルコトヲ禁ジ唯律ノ風ヲ扇ゲリ時

ニ又高野ノ学侶ニ良永ト云人アリ明忍ニ隨テ進具シ律法

ヲ傳テ山ニ歸リ真別處ニ律院ヲ興隆シテ圓通寺ト名ク

良永ノ資明空々々資真政々々ノ資快圓房惠空ナリ快圓真別

處ヲ法雲ニ讓(83)リ其身ハ泉州ニ至リ大鳥山神鳳寺ヲ中興シ律

ノ一本寺トセリ又槇尾ノ慈忍房惠猛ト云人河内ノ野中寺ヲ

中興セリ是時ヨリ如法律宗天下ニ盛也是等ノ律場(84)皆槇

尾ヨリ分レ出タレバ南山道宣ヲ本祖師トシ興正明忍ヲ中

興ノ祖トシ(85)弘法大師ヲバ他宗ノ祖トシテ其御影ヲモ安置セズ

就中良永ハ元ヨリ真言僧ナリケレバ真別處興起ノ時大師ノ

79 福王寺本・謄写本では「作法ヲ」なし

80 活字本では「シ」(補入)

81 福王寺本・謄写本では「ニ」(補入)

82 福王寺本・謄写本・活字本では「ヲ」(補入)

9 丁右

83 活字本では「讓リ」が「讓テ」となっている。

84 活字本にのみ「僻見律僧大師ノ罪人タル事」とあり。

85 活字本では「祖トシ」が「祖師トシテ」となっている。

象ヲ安置シ真言メキタルナリ快円ハ良永ヨリ律メキタル方勝

チケレドモマダ神鳳寺ニ大師ノ像安置セラレケルヨシ快円

滅後ハ甚密宗メキタルコトヲ嫌テ大師ノ像ヲモ除去シ殊ニ律

メカシゲニナリヌ傳ヘ聞ク享保年中大師九百年忌ノ時

大鳥派<sup>(86)</sup>モサスガニ真言兼学シケレバ法楽ノ法事セントテ一派集

会シ理趣三昧ヲシケルニ當時<sup>(87)</sup>ノ一派棟梁ト聞ヘシ善龍思ハ

ルルハ此法事真言メキテ吾意ニ落ズトテヤガテ房ニ入り梵網

經ヲ読誦シテ回向ヲシカヘケルトカヤ実ニ是無住ノ所謂生<sup>(88)</sup>

律僧ト云モノナルベシ其頃山州宗覺江州湛道泉州法俊ナン

ドノ類一時ノ律將トテ南山正宗ヲ唱ヘシモノ多シ然ルニ善龍<sup>(89)</sup>

ナンドノ滅後漸々真言風ウツリテ十五六年バカリ以來ハ彼律<sup>(90)</sup>

院<sup>(91)</sup>ニ内ニ大師ノ像ヲ安ジ密具ヲ佛前ニ莊嚴スルナンド往々ニ見ヘ

侍ル年数隔リテ興正時代ノ事明ニハ知ガタケレドモ其事迹ヲ

考ルニ興正大悲ナンドハ三聚戒ノ中ニテ四分律ヨリモ瑜伽梵

綱ヲ專ト沙汰シ玉ヒ大乘ノ方勝レテ真言ヲモ專トシタマヒ

明忍以後ノ律風トハ何分違目アリト見ヘタリ明忍ハ元少<sup>(92)</sup>

9 丁左

10 丁右

86 福王寺本・謄写本では「ヒ」(補入)

87 福王寺本・謄写本では「傳へ聞ク」が「傳聞」となっている。

88 福王寺本・謄写本では「派」が「流」となっている。

89 福王寺本・謄写本では「ノ」(補入)

90 活字本では「比丘ノ」(補入)

91 福王寺本・謄写本では「へ」なし

92 福王寺本・謄写本では「ル」なし

93 活字本では「コレ」(補入)

94 福王寺本・謄写本では「ニ」が「ノ」となっている。

95 福王寺本・謄写本では「ア」が「有」となっている。

内記ニテ廿四歳ノ時始テ出家シケレバ幼少ヨリ密法熏習セル  
類ト器ノ異モアルベシ友尊ハ南都ノ法相律成立惠雲ハモト日  
蓮ノ徒ニテアリケレバ共ニ真言ヲ好マズ唯律ヲ表トセリマダ<sup>(99)</sup>  
モ明忍ハ晚脱ナガラ晋海ノ弟子ナレバ密機モアルベケレドモ不<sup>(100)</sup>  
不幸ニシテ命終シ友尊惠雲ノ二比丘模尾ノ軌則ヲ自由ニ  
シ興正大悲ノ専ニシ玉ヘル真言瑜伽梵網ヲ次ニシテ行事鈔等  
ヲ専ニシ偏ニ道宣元照ヲ如法々々ト志シケレバ生律僧ニナラ  
ケルコト宣ナリ道宣ハ密法イマダ東漸セザル以前ノ人元照ハ秘密  
ヲ嫌ヒケル人ナリ是故ニ行事鈔資持記等ヲ信ジテ専ニスルト  
キハ生律僧ノ氣発シテ秘密ハ疎クナリ見識ヒガミテ一等ノ異  
物トナルゾ<sup>(104)</sup>異物トハ毀ル言ニハ非ズ真言ニ異リ律宗ニ異ナル一等ノ異物ナリ)  
サレバ今ノ律家ハ悉ク彼積ノ  
尾ノ下ヨリ分出ケレバ真言僧ハ用心シテ入ザレバ彼習氣熏入  
シテ大師ノ風儀ト相違シ侍ルゾ靈雲ノ淨嚴真別處ノ和尚  
ノ如キハ彼ノ派ニテ受具シケレドモ元ヨリ真言ノ見識ヲ動ゼズシテ  
二師トモニ秘密ヲ本トセリ其外菽麥分レザルモ少ナカラズ頃日

10 丁左

11 丁右

96 活字本では「始テ」が「初テ」となっている。

97 福王寺本・謄写本では「ア」が「有」となっている。

98 活字本では「ノ人」(補入)

99 福王寺本・謄写本では「ア」が「有」となっている。

100 活字本では「シ」(補入)

101 「不」は誤字であると考えられる。

102 福王寺本・謄写本では「終」が「絶」となっている。

103 福王寺本・謄写本では「玉」が「タマ」となっている。

104 底本にのみ「異物：中略：異物ナリ」とあり。

105 福王寺本・謄写本では「元」が「先」となっている。



又少コシ<sup>(106)</sup>有部律ヲ鑽仰シ衣ノ沙汰ドモスル人アレドモ受モ随行モ四分ニシテ有部ヲ<sup>(107)</sup>バ行ハズ高祖ノ三学ニ於テハ餘所々々シク禪ト律トヲ專ニシ真言ヲバ傍觀セル勢ニ見ヘ侍ル是亦吾當ニアラズ<sup>(108)</sup>何カハナシ四分律行事鈔等ヲバ他家ノモノトシ南山元照ヲ祖師トセズ雜リナシノ八祖嫡傳ノ唯真言<sup>(109)</sup>ニシテ三学修行セバ生律僧ノ意地ハナクナルベシ真言自宗ハ一生成佛ノ宗ニシテ實ニ菩提ハ得ガタキニアラズ此教ニ<sup>(110)</sup>遇コトノ易カラザル也然ヲタマタマ真言教ニ結縁シ始剃髮ヨリ加行灌頂ニ至ルマデ皆大師ノ門人トシテ一生成佛秘密三学ニテ成立シツツ後ニ三大遠劫四分律宗ニ入コトハ本意トモ覺ヘザルコトナリ高祖ハ三論法相兼学スベシトノ遺囑ハシタマヘドモ御在世流行セル律宗兼学セヨトノ提撕ハ聞ザルコト也イカニモ六宗廿部ハ皆小乗ノ執見ヨリ出来テ一佛乘ノ眼ニハ部別ノ執ハナキコトニテ何ノ律トテ是非モナク渾然タル唯一ノ声聞乘ニシテ即チ真言秘密曼荼羅教十住心ノ中ノ一分トシテ用ユレバ四分用ユトモ五分用ユトモ皆自家内<sup>(112)</sup>

学如撰『真言律行問答』の翻刻

## 11 丁左

- 106 福王寺本・謄写本では「又頃日少コシ」が「頃日少シ」となっている。
- 107 福王寺本・謄写本では「バ」なし
- 108 福王寺本・謄写本では「アラズ」が「非ス」となっている。
- 109 活字本にのみ「小乗律モ真言教ニ攝スル事」とあり。
- 110 福王寺本・謄写本では「フ」(補入)
- 111 福王寺本・謄写本では「也」が「ナリ」となっている。

112 活字本では「開会シテ」(補入)。

道具ナレバ曾テ<sup>(113)</sup>偏執ハナキコトナリサレドモ元祖龍猛有部ヲ  
 行ジ玉ヒ代々祖師<sup>(114)</sup>此ニ徇テ有部律ヲ本学トシタマヘリ高  
 祖飯朝ノ後ニ七宗ニ簡ビテ真言宗ヲ称シ祖意ニ任セテ所  
 学ノ三藏ヲ奏シ定メタマヘバ其末弟タルモノハ必有部ヲ  
 用ルヲ本意トスベシ執見ナキ中ニ於テ殊ニ有部ヲ用ユルハ此  
 奏聞ノ定格ヨリ祖訓ヲ重ンズル故ナリ恵果ノ四分ヲ兼学  
 シ玉フコトハ偏執ナキコトヲ示ン為ナルベシ或又青龍寺ノ格  
 古ヨリ四分相承ノ寺ナル故其身ノ本学ハ有部ナレドモ所  
 依ニ准ジテ四分兼学シタマウモノナルベシ然今時ノ密者  
 従来四分ヲ以テ受具セル人ナリトモ改テ有部律ヲ正行ト  
 シ大師ヲ祖師トシテ真言ノ見識ニ住シタル上ハ四分五分行事  
<sup>(116)</sup>鈔等兼学<sup>(117)</sup>ストモ相違アルマジ然ヲ高祖ノ奏定ニ違シ  
 四分ヲ偏執シ有部ヲ用ヒズンバ大師ノ正宗ニアラズ真  
 言ノ学則ヲ乱ル大罪トモ云ンガ東武靈雲寺ハ本宗真  
 言ニシテ通軌トシテ律行ストイヘドモ高祖ノ学則ニ違シ南山  
 家ヨリ受来リテ行事抄等ヲ以テ律行シケレバ意ハ唯

12 丁右

12 丁左

113 活字本にのみ「真言宗徒ハ有部律ヲ本トス可キ事」とあり。

114 活字本では「此」が「是」となっている。

115 底本にのみ「モノ」がある

116 福王寺本・謄写本では「鈔」が「抄」となっている。

117 活字本では「偏学」(補入)。福王寺本・謄写本では「偏学を兼」となっている。

118 福王寺本・謄写本では「鈔」が「抄」となっている。

真言ト思ウトモ物ガラト為カタガ必是兼学ナリ是故ニ

諸本山ニモ彼流ヲバ兼律ト稱シテ唯真言ニハアラズト思

ヘリ凡ソ比丘タルモノハ絹ノ袈裟モ着セズ官位ニモ進ムコト

セヌモノト意ヘタルハ皆律宗ノ習氣ガ熏入シタル故ト知ベシ

真言宗三学ノ事

弘仁十四年高祖奏聞シテ真言宗所学ノ三藏ヲ定メタマウ

經ハ金剛頂經大日經等ノ二百四十卷也

其餘此録ニ略シ玉フ經軌及ビ大師以後翻訳ノ秘密

經軌大藏ノ録内録外應ニ隨テ此中ニ撰シ偏学スベシ諸開

題秘鍵字母表釋ノ類モ亦此中ニ撰スベシ

論ハ菩提心論釋摩訶衍論ノ十一卷ナリ

十住心論宝鑰聲字義呬字義即身義ニ教論

等ヲ此中ニ撰スベシ

律ハ蘇悉地經蘇婆呼童子經三昧耶戒義根本説

一切有部律ノ百七十三卷也

破僧事藥事出家事安居事羯耻那衣事皮

13 丁右

119 福王寺本・謄写本では「ソ」なし

120 福王寺本・謄写本では「へ」が「得」となっている。

121 福王寺本・謄写本では「十」が「拾」となっている。

122 活字本では「字母」(補入)

13 丁左

123 福王寺本・謄写本では「耻那」が「耶」となっている。

革事摩得勒迦論毘尼母論十誦律毘那耶經大師

ノ三昧耶戒義梵網經等此中ニ撰スベシ

此三藏ノ中經ニハ加行灌頂諸尊法等ノ事相住心等ノ

教相ヲ明シ論ニハ顯密行位等ノ教相ヲ論シタルナリ今小

野、廣沢等盛ニ事相教相ヲ弘行シテ定ト慧トノ二学ハ

不足ナケレドモタダ有部律ノ一学ハ數百年来学ブ人ナシタ

マタマ真言僧ノ中ニ律学好ム人アレドモ自宗ノ律ニ心ナキコトハ

イカナル事ナリヤ時節因縁ノ然ラシムルヤ甚残り多キ

コトナラズヤ高祖殷勤ニ三学ヲ定メタマヒシコトハ私事

ニハアラザルニ數百年来此一学退転ニ及ビ南山ノ廟中

都史ノ微雲ニサゾヤ歎カセタマハン大師ノ門人トシテ此ニ意ナク<sup>(124)</sup>

他宗ヲ学ビ自宗ノ律ヲ用ヒザルハヨシトヤセシトヤセシ<sup>(125)</sup>

三学消息ノ事

問右此三学ハ一切真言行者必具足シ侍ルコトナリヤ但シ、機

根ニ應ジテ一学ニ学モ修学スルコトモアルベシヤ<sup>(127)</sup>

答戒定慧ノ三学ハ鼎ノ三足ニ喩ヘテ一モ闕クベカラザル

14丁右

14丁左

124 福王寺本・謄写本では「玉」が「タマ」となっている。

125 活字本では「意」が「心」となっている。

126 福王寺本では、「ヤセシ」が「ヤセシ」がなし。そのため謄写本でも記載がなく、「(此下脱文)」と補入されている。

コトハ大小顕密佛法ノ通軌ナリ必ズ具足スベシ然ニ病ニ隨

テ藥ヲ與ヘ機ニ逗テ教ヲ設ルモ亦是諸佛ノ通儀ナリ時

ニ増減アリ機根同ジカラズ古今一樣ニ万人同学ニハ成ルベカラ

ズコノ故ニ三学ノ中ニ於テ機ニ隨テ増減ハアルベシ三ノ頭數ハ

闕ベカラズ今日本ノ真言僧皆相應ニ三学具足セルコトヲ云ハバ

小兒ノ時三皈五戒ヲ受ソレヨリ剃髮シ沙弥十戒ヲ受其後

加行等ノ間ノ持明禁戒又ハ梵網ノ大戒灌頂ノ三昧耶戒是

皆戒律ナリサテ十卷疏釈論口ノ疏等ヲ素読シ尔後流々ノ

事相ヲ傳ヘ教相ヲ学ブ是ハ經ト論トナリ今天下ノ真言

僧淺深ハアレドモ皆相應ニ是等ノ事セザルモノモアラズサレバ

皆三学ハ具足シテ受ト云ベシ其中ニ律ノ方ハ往古ハ二百五十戒

梵網ノ戒ナンド悉ク受学シケレドモ中古以來何トナク二百五十

ノ比丘戒ヲ受ルコト止テ唯沙弥ノ十戒ノミヲ授テ出家ノ儀ト

セリ其人々ハ末世ノ下根時機相應ト思テ十戒ノミヲ撰律儀

トシタルモノナルベシサレバ律不足トハ云ベシ律闕テ无トハ云ヘカラズ

分相應ノ如法ナレバ不如法トモ云ベカラズ凡二百五十等ノ戒

15 丁左

15 丁右

127 活字本にのみ「機ニ隨テ三学ニ本兼ヲ許ス事」とあり。

128 福王寺本・謄写本では「機」なし

129 福王寺本・謄写本では「同ジカラズ」が「同シカラサレハ」となっている

130 福王寺本・謄写本では「ル」なし

131 福王寺本・謄写本では「ハ」なし

132 福王寺本・謄写本では「ト」なし

133 福王寺本・謄写本・活字本では「智愚」(補入)

134 活字本にのみ「真言行者必ス受戒ス可キ事」とあり。

135 福王寺本・謄写本では「云ベカラズ」が「不レ可レ謂」となっている。

ハ小乗ノ機嫌戒ニシテ十二年以後ニ結ビ玉<sup>(136)</sup>ヘバ大乘ノ菩薩ハコレヲ受ズトモ大日經梵網瑜伽等ノ戒ヲ受持セバ大乘

ノ如法大菩薩ノ行ハ立ベシト見ユレドモ然ルニアラズ釈迦法中

無別菩薩僧ト云テ應化<sup>(137)</sup>所化ノ菩薩ハ必ズ声聞ニ似同

スルコト定レルコトナリサレバ法花開顯以後ノ菩薩モ皆小乘

ノ行軌ニ准ジタマヒケルヲ以テ見ルベシ而部大經梵網經等ニモ

威儀ノ戒ヲ説タマハザルハ声聞乘ニ讓テ略シタマウモノ

ナリ瑜伽論ニ其旨見タリ茲ヲ以テ大日所化ノ菩薩モ

此土ニ生レテハ必ズ應化ノ儀ニ准ズルガ故ニ祖師龍猛菩薩

ヲ始<sup>(143)</sup>トシ皆小乘律ニ依テ外相ヲ標シタマヒ今ニ至ルマデ

出家受戒(是声ノ聞形)スルモノニアラザレバ傳法ノ奥旨ヲバ許サ

ズ大師モ三学ノ録ニ有部律ヲ列テ真言ノ行ナルコトヲ示シタ

マヒ遺誡ニハ顯密ニ戒堅固受持トノ玉ヒ遺<sup>(146)</sup>ニ東大寺ニ於テ

具足戒ヲ受ベキヨシ般ニ顧命シタマヒケレバ真言僧ハ必ニ二百五

十戒モ受行ズベキコトナリサレバ根力ダニアラバ具足戒ヲモ

必ズ受持シテ三学全備スベシ義ヲ見テセザルハ丈夫ノ耻ル

## 16 丁右

136 福王寺本・謄写本では「玉」が「タマ」となっている。

137 活字本では「應化」が「應身」となっている。

138 福王寺本・謄写本では「ズ」なし

139 福王寺本・謄写本では「タマ」が「玉」となっている。

140 福王寺本・謄写本では「旨見タリ」が「方見ヘタリ」となっている。

141 福王寺本・謄写本では「テ」なし

142 活字本では「儀」が「化儀」となっている。

143 活字本では「始」が「初」となっている。

144 活字本では「アラザレ」が「非レ」となっている。

145 活字本では「タマ」が「玉」となっている。

146 福王寺本・謄写本・活字本では「遺」が「遺告」となっている。

所力アリテ進マザルハ大士ノ賤シンズルモノナリサレドモ真俗二事ニ障アリ或ハ寺格ナンドニ俄ニ持チガタキ人ハ先比丘戒ノ軌

16 丁左

則ヲバ必ず受テ大僧トナリ其上ノ隨行ハ時ノ宜ニ任セ戒ノ方

ヲ寛ニシテ増乘業ノ人ト呼テ隨分ノ三学ヲ修スベシ然レバ

時方隨順ノ如法真言僧ト云ベシ

三学専門ノコト

如来世ニ在セシ時既ニ人機、不同ニシテ各好ムトコロ同ジカラズ、因

テ其機ニ逗テ各専門ノ業ヲ勵マシメタマヘリ六度經ニ五

師五藏ヲ受持シタマヒ釈門ノ十大弟子各其徳ヲ異ニシ

孔門ノ十哲其能ヲ四科ニセリサレドモ其徳能一ニ局ルニアラズ

夏遊豈徳行ナク顔淵寧言語ナカラシヤ目蓮ヲ神通

第一トスレドモ舍利子ノ神力ハ目蓮ニ超過シケレバ十子互ニ十

徳ヲ具セルコトハ必セリ鄔波離經論ヲ知ズ阿難文殊律ヲ

行ゼザルノ理ノアルベケンヤサレドモ数々スルコトヲ好ム邊ヨリ其科

ヲ分チタルモノナリサレバ今ノ三学モ受行スルコトハ全カルベシ力ヲ

加テ琢クコトハ専門ニスベシ人機等シカラズ箕畢ノ好ミ異ナレバ

17 丁右

147 福王寺本・謄写本では「寛ニシテ増乘業ノ」が「寛メ増乘ノ」となっている。

148 九 福王寺本・謄写本では「セリ」が「セル如シ」となっている。

149 福王寺本・謄写本では「コト」が「事」となっている。

150 福王寺本・謄写本では「ラ」(補入)

因縁ノ熏力<sup>(151)</sup>必其能ヲ別ニス好ム所不同ニ其能ノ長ズル

所ハ熏習ノ深キユヘ称スルニ堪タリ堪能ノ業用ハ他ヲ軌式スル

ニ宜シ是故ニ世出世ノ賢聖各其功能ヲ称揚セリ是専門

学則ノ祖ナリ今ノ世ノ学者多分専門ニ修セザル故ニ多岐

ニ泣キ羊ヲ失テ一学モ徹コト能ハズ一期ソノ能ヲ称スルニ足ズ

他ヲ軌式セズシテ過ヌベシ是故ニ三学ハ鼎足ノ如全ク受置テ

其上ニテ一学ニ専ラカヲ入テ修学スベシ諸宗皆三学ヲ具

足スレドモ<sup>(152)</sup>傍正ナキニアラズ三論法相ハ論ニ依テ宗本トセシ法花

花嚴真言ハ經ニ依テ宗本トシ律宗ハ律ニ依テ宗本トセリ今

真言陀羅尼宗ハ分別聖位經ニ出テ、如来法尔ノ建立ニシテ經

ヲ宗本トス是故ニ所修ノ三学一往分別セバ經論ヲ本トシ

小乘<sup>(157)</sup>ヲ末トス其邊ニハ三昧耶菩提心戒ハ律ナレドモ是ハ定

惠即躰ノ戒ナレバ一往分別セバ本ニシテ末ニアラズ是故ニ至極ノ末

法ニ至テ三学兼備ニ堪ザル時ハ小乘律ハ寛ニストモ經論ハ

寛ニスベカラズ是宗本ナレバ<sup>(158)</sup>ナリ是故ニ世降り人法ヲ慢ジ兵革

闍乱シテ戒学急ナラズシテ律宗ハ拳躰断絶シ真言宗<sup>(160)</sup>ハ有

17 丁左

18 丁右

151 福王寺本・謄写本・活字本では「習」(補入)

152 福王寺本・謄写本・活字本では「底スル」(補入)  
153 福王寺本・謄写本では「ソノ」が「其」となっている。

154 福王寺本・謄写本では「足」なし

155 活字本では「マタ」(補入)

156 活字本にのみ「真言宗ノ三学ニ本末ヲ判スル事」とあり。

157 活字本では「律」(補入)

158 福王寺本・謄写本では「ナレバナリ」が「タレハナリ」となっている。

159 福王寺本・謄写本では「ハ」なし

160 福王寺本・謄写本では「宗」なし



部律泯絶セシカドモ定恵ノ二学ハ絶ルコトナキハ是斯ノ由ナリ

サレバ末世ニハ律タヘヤスキモノナレバ律ノ専門ヲ立テ相統シマボシキ

モノナリ興正菩薩ハ密師ニシテ南山ノ律宗ヲ興行セルコト

恐ハ深意アルベシ天下ニ戒ヲ急ニシ乗ヲ緩ニスル一道ナキ時ハ

律学廃センコト目前ナラントテ道宣ノ制教ヲ專ニセル宗風ヲ

再興シタマウナルベシサレバコソ律学今ニ相統セリ是総佛

法ノ中ニ於テ律ノ専門ヲシタマヘリ今此利益ヲ見テ思

惟スルニ真言一宗ノ中ニ於テ律ヲ専門ニ学スルモアラバ有

部律必相統スベシ然レドモ真言ニ於テハ律ヲ本トスルコト

ハナキコトナレバ三学具足シ定恵ヲ本ト定置テ此上律一門ヲ

徹底シ他ノ疑ヲ決スル底ノ律師ヲ定メ所住ノ寺モ有部律

学行處ト名ツケ諸国ニ所々此一門ヲ定メ置ナバ律学必ズ相

続スベシ此専門ヲ立サレバ律門久シカラズシテ又断絶スベシ定恵

ノ二学ハ断絶スルコト少レナリ戒学ハ中絶シ易シ是故ニ律ノ專

門ヲ立テ少シ生律僧ト云ハルルホドニアリタキモノナリ經論ノ

二学ハ諸本山已ニ盛ニ行ハレ増乘業ニ於テハ不足ナシ今学如

18 丁左

19 丁右

161 福王寺本・謄写本では「ナ」(補入)

162 福王寺本・謄写本では「ア」が「有」となっている。

163 活字本にのみ「真言律ニ専門ノ一寺ヲ置ク事」とあり。

164 福王寺本・謄写本では「ハ」なし

165 福王寺本・謄写本では「ニ」(補入)

166 福王寺本・謄写本では「律」が「後」となっている。

167 福王寺本・謄写本では「ア」が「有」となっている。

等有部ヲ專ニ学シ増戒業ノ人トナラバ諸山ノ二学ト相具シテ  
天下ニ三学具足全備スルモノナリ抑専門ヲ立ト云ヘバ新シキ  
事建立スト聞人モアルベシ更々新キ事ニアラズ此名目ハ西

域記ニ見ヘテ西竺ノ学則必專兼ヲ論ズ西域記ハ大小對

辨シ專兼ノ学ヲ述ベタレドモ佛在世ハ三学ヲ専門ニシ兼

攻ニスルコト經<sup>(169)</sup>ニ弥淪ゼリ一人出家スレバ先剃髮シ戒ヲ授ケ

威儀ヲ教ヘ次ニ各生得ノ好樂ヲ問ニ必ズ三学ヲ以テス其出

家者答テ我ハ律行威儀ヲ好ム或ハ我ハ寂靜ヲ好ム我ハ三

藏ヲ博覽シ說法センコトヲ好ム我ハ他ト論議センコトヲ好ム

ナド云フ師是ヲ聞テ其長ゼル所ノ師ノ處ヘ遣シ其一学

ヲ勵マシム<sup>(171)</sup>或ハ大機ニハ三学兼学セシム是佛在世出家ヲ

成立スルノ式ナリ彼五師五藏ヲ受持シタマウ是専門ナリ律

ノ中ニ法師禪師經師論師律師ト分別セリ真言家

ニ經師論師ノ名ハ見ヘ待ラネドモ律師禪師法師ノ三

ハ古ヨリ称号タリ是必ズ徒然ノ称ニアラズ各長ズル所ヲ

以テ称シタルモノナリ是専門ナリ後世官名トナリテ多ハ有名無実ノミ東寺ノ三

## 19 丁左

168 福王寺本・謄写本では「事」が「コト」となっている。

169 福王寺本・謄写本活字本では「律」(補入)

170 福王寺本・謄写本では「問ニ必ズ」が「問フニ必」となっている。

171 福王寺本・謄写本では「ム」なし

172 福王寺本・謄写本活字本では「六度經ノ」(補入)

業叢／

山ノ二業是専門ナリ宋ノ寧宋朝ニ秦里封国ヨリ三人ノ僧来  
レリ謂ク修多羅僧毘尼僧阿毘曇僧ナリ西国ノ修学ハ末

世マデ専門ニセルコト知ルベシ高祖大師三学専門ニ学セヨト定メ  
タマウコトハ明ニ見ヘザレドモ禅師律師法師ノ称アルヲ以テ見レバ

其ノ則以前ヨリアリケル故ニ提撕モ見ヘザルナリ今真言一宗ノ  
内三学全カラズ人機日ニ劣鈍ニシテ各徹底スルコト能ハズ

各々己ガ知ラザルヲ耻テ遂ニ半ヲ失フニ至ル若専門ヲ立レバ  
己ガ所学ノ外昧キコトアリテモ自モ耻トヲモハズ他モ辱カシ

ムルコトナケレバ自カラ一学ニ徹底シテ人ノ師トナルニ至ルベシ  
然バ則今専門ヲ立テコレヲ光顕センコト此時ニアラズヤ三

学トモニ徹底スルコトハ佛在世スラ人少ナリ況ヤ後ノ世ヤヤ  
サレバ真言僧ハ三学トモニ受置テ其中ニ於テ経ヲ好ムモノハ

経ニ力ヲ入レ律ヲ好ムモノハ律ヲ專ニ学ビ説法ヲ好ムモノハ  
説法論ヲ好ムモノハ論議ト各其得ベキ一学ヲ一人ノ業ト

定メ若餘力アル時ハ外ニ学ヘ涉リ琢磨スベシ尔トキハ力ヲ用

20 丁右

173 福王寺本・謄写本では「寧宗」が「寧宗ノ」となっている。

174 福王寺本・謄写本では「以」が「次」となっている。

175 活字本にのみ「三学ノ中」一学ニ達スレハ師徳アル事」とあり。

176 福王寺本・謄写本では「内」が「中」となっている。

177 福王寺本・謄写本では「半」が「羊」となっている。

20 丁左

178 福王寺本・謄写本活字本では「ラ」(補入)

179 福王寺本・謄写本活字本では「モ」(補入)

180 福王寺本・謄写本では「経ニ力ヲ入レ」なし

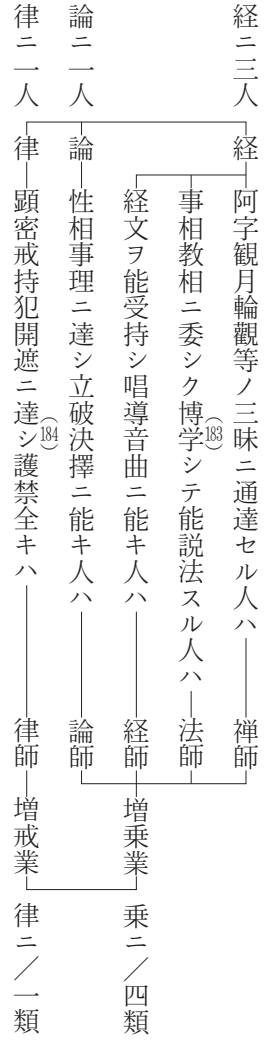
181 福王寺本・謄写本活字本では「ノ」(補入)

182 福王寺本・謄写本では「トキ」が「時」となっている。

ユルコト少クシテ学ノ成就スルコト早シ不日ニシテ一宗ノ三学

盛隆スベシ圖ニ曰ク

21丁右



乘戒對辨シテ寛急ヲ論ズルコトハ涅槃經ニ出タリ増トハ専門ノ謂也  
 一業ニ増長ナル故ニ是故ニ増戒業増乘業ト分別スルモノナリ  
 カクノ如ク分別シテ称スベシ設ヒ律行説法誦誦等ハ少ク  
 トモ坐禪寂靜ヲ好ム如説修行ノ人ヲバ禪師ト称スベシ律論ナンド  
 ハ疎略アリトモ如理思惟シテ説法ヲ能セバ法師ト称餘ノ二学  
 ニ不足ナリトモ律ニ達シ持犯開遮ニ闇カラズハ律師ト称スベシ  
 若三学ニ悉クニ通達セバ徳三蔵ニ比シテ一宗ノ大徳ト仰ベシ  
 今時ニ考ルニ真言ノ諸本山律ハ不足ナレドモ事相教相ノ学盛

21丁左

185 福王寺本・謄写本では「疎」が「疏」となっている。  
 186 福王寺本・謄写本活字本では「シ」(補入)  
 187 福王寺本・謄写本活字

ニシテ定恵ノ学ハ不足ナケレバ是ヲ増乘業ト名ケ其所<sup>(188)</sup>

應ニ隨テ經師法師禪師論師ト称スベシ<sup>(189)</sup>然バ唯律師ノ<sup>(190)</sup>

一人ナシ是ヲ以テ今有部律ヲ専門ニ学行スル人ヲ立是

ヲ増戒業ト称シ天下ニ三学全備センコトヲ願ウモノナリ

如法不如法ノ事

問律行具足ノ密師ヲ如法真言僧ナリト云モノアリ是ハ宜キ

称目ナリヤ 答誰人ノ云シコトナリヤ其ハ律ノミヲ規模トシ律僧

ト呼ヲ好ムヨリハ勝レタルコトナレドモトクト道理ヲ考ルニ斟酌スベ

キコトアリイカニト云ニ律宗ハ律一学ヲ本トスレバ<sup>(191)</sup>戒律如法ナ

ラバ軌則律ニ對シテ如法トモ称スベシ<sup>(192)</sup>吾真言宗ハ經律論ノ

三藏ヲ大事トスル中定恵ヲ本トス然レバ律一学ニ如法ナリ

トテ經論ノ二学野澤ノ相傳ニ違スレバ此方ハ不如法ナリ

凡ソ律ニハ<sup>(193)</sup>疎略アリトモ經論ニ学野澤ノ相承明白ニ学セバ

如法ト称スベシ<sup>(194)</sup>然バ如法ハ三学互イニアリサレバ律一藏

ニ如法ナレバトテナベテ如法トハ云ベカラズ律儀堅固ニ持ツ人ニ

モ事相教相ノ乱レタル人モアリ是ハ二百五十戒ノ乱レタルヨ

22 丁右

本では「ク」(補入)

188 福王寺本・謄写本活字本では「ツ」(補入)

189 福王寺本・謄写本活字本では「レ」(補入)

190 活字本では「唯」が「只タ」となっている。

191 活字本にのみ「密教ハ定恵ヲ本トシ事教通達ヲ如法トスル事」とあり。

192 活字本では「吾」が「我」となっている。

193 福王寺本・謄写本では「疎」が「疏」となっている。

194 福王寺本・謄写本活字本では「レ」(補入)

22 丁左

リモ其咎重シ聲聞ノ戒ハ姪盜殺妄ヲ第一ノ大罪トス

レドモ秘密ノ三昧耶戒ハ仏法僧ニ亂アルヲ第一ノ重罪トス然バ

經論ニ不如法ナレバ此昧耶戒ニ違スレバ甚不如法ナリ二百五

十戒ハ略ストモ三昧耶戒十戒ナンド如法ニシテ經論ノ乱レ

ザル人ハ先ハ如法僧ト申スベシ此道理アルノミナラズ若比丘戒持

ツモノノミヲ如法トイヘバ今ノ諸本山ヲバ不如法ト云ニ當ルナリ

甚遠慮スベキコトナリ本寺本山ヲ不如法ト云テハ其下ニ住モ

ノハイカガスベキヤ且ハ在家ノ聞モ忌々シ本山ハ設不如法

ナリトモ其門下ニ住スルモノハ方便ヲ以諫メ奉リテ外ニ先ツ如

法如法ト祝シテ信ヲ生ゼシムルガイト忠ヤカナル意ト云ベシ

是本山へ諂テ云ニハアラズ佛法興隆ノ方便ナリ心アラン

人察スベシ又布ヲ以テ大ニ作タル袈裟ヲ如法衣ト云ハバ綾羅錦

繡ノ衣ト小五条ノ類ハ不如法ト云ニ當ルナリ一宗ノ長者ヲ

始奉リ本山ノ龍象金紋ノ衣綾羅ノ袍ヲ召サセタマヒ久カタノ

天ノ戸開ケ宮中ニ後七ノ御修法行ハセタマウヨリ壇具飲食

衣服ノ類火爐アラカ子ノ土マデモ如法々々ト祝シ奉テゾ寶祚遠

23 丁右

23 丁左

195 活字本では「ニ」(補入)

196 活字本では「昧」が「摩」となっている。

197 八 福王寺本・謄写本では「ナレバ」が「ナルハ」となっている。

198 活字本では「ナレバ此昧耶戒」が「ナルハ此三昧耶戒」となっている。

199 福王寺本・謄写本活字本では「ヒ」(補入)

200 福王寺本・謄写本では「奉リテ外ニ」が「奉テ外ニハ」となっている。

201 活字本にのみ「錦繡衣ト布衲ト互ニ如不アル事」とあり。

202 福王寺本・謄写本活字本では「リ」(補入)

203 活字本では「ノミ」(補入)

204 福王寺本・謄写本では「ハ」が「へ」となっている。

205 活字本では「全ク」(補入)

206 活字本では「日」(補入)

長四海安康ノ祈ヲバシタマウベケレ是ヲモ不如法ニ當テテ然

リト云ンヤ又灌頂ハ一宗ノ大事ナリ一宗ノ大事ハ本山ヲ元

トス其灌頂ニ亦此衣ヲ着シ行ハシメタマウ是モ如法ナラヌ

灌頂ト云テ可ナランヤ若又如不ヲ切ニ論ズレバ今時律僧ノ袈

裟ハ諸律ノ制ニカナハズ着服ノ様モ猶相違セリ然レバ如法

トイヘドモ意ヲ得ザレバ言ノミナリ又真言僧トシテ四分ノ

袈裟ヲ用ユルモ如法トハ云ガタシ袈裟ノ制着服ノ嫌疑ハ

シクハ八祖乃至野澤ノ先徳ノ肖像ヲ見テ後世ノ誤ヲ知

ルベシ凡ソ宗風ヲ考ニ智者賢首清凉湛然本朝ノ高祖並ニ

傳教等ノ一乗ノ祖師廣博ノ書ヲ着シ三蔵ヲ發揮シ

タマヘドモ小乗律ニ於ハ唯其戒ヲ護持スルノミニシテ殊ニカヲ加

テ疏鈔ナンド着シタマウコトナシ東ニモ西ニモ大乗ヲ定規ト

シテ諸事ヲ度量シ其尺ニハツレザレバ不共学ノ邊ハ少ク

小乗律ニハツルルコトハママアルコトナリ袈裟ナンドモ有ニ任テ着シ

タマヒ大功ヲ欲スル前ニハ細瑾ハ自ラ銷スルニヤ天子ヨリ錦繡

ノ衣ヲ賜ハレバ左右ナク受テ着服シ糞掃衣ヲ被ト増減ノ

入

## 24 丁右

207 福王寺本・謄写本では「ニ」が「モ」となっている。

208 活字本にのみ「諸宗ノ祖師小律ハ受持ノミノ事」とあり。

209 福王寺本・謄写本では「ル」(補入)

210 活字本では「着」が「著」となっている。

211 福王寺本・謄写本では「テ」(補入)

212 福王寺本・謄写本では「へ」(補入)

213 活字本では「着」が「著」となっている。

214 福王寺本・謄写本では「ア」が「有」となっている。

215 福王寺本・謄写本では「セ」(補入)

216 福王寺本・謄写本では「ハ」なし

217 福王寺本・謄写本では

## 24 丁左

意ナシ又時ニ取テハ糞掃衣若ハ官衣若ハ四分ノ衣若ハ有部

ノ衣有ニ任テ着服シ如實知自心ノ大道ヲ專要トシテ衣ナシ<sup>(218)</sup>

ドニ深く執着ハシタマハズ是故ニ野澤古徳ノ肖像一樣ニナラズ

事證ヲ以テ此道理ヲ辨ウベシ然レバ今ノ官衣錦繡ノ類ヲ

着ストモ実ノ如自身ヲ知ハ大日ノ衣ナリ大日ノ衣ナレバ如法ト祝

シテ見ルベキナリ今ノ官僧ノ衣モ皆相應ニ由テ来ルコトアリ如

法ト祝スレバ如法衣ナリ此見識ナキ時ハ膠柱多クシテ利益少シサレ<sup>(219)</sup>

バトテ古質<sup>あとかた</sup>モナキ衣ヲ着シ法ヲ慢ズベカラズ袈裟ハ是慙愧

ノ衣三世諸佛ノ通同ノ相ナリ大日経ニ如来衣ノ印アリ疏ニ

釈シテ曰作<sup>ハ</sup>此印<sup>ヲ</sup>即同<sup>ニス</sup>如来<sup>ニ</sup>持<sup>スル</sup>此袈裟<sup>ヲ</sup>諸佛標幟之儀

也ト是ヲ以テ見ルベシ真言僧ノ忽ニスベキモノナランヤ是故ニ

真実自行ニハ必如法如律ニ制シテ着スベシ假令官衣ヲ

作ルトモ此意ヲ以テ丁寧ニスベシ威儀ハ徳ヲ表スルノヨシ俗士<sup>(221)</sup>

スラ論ゼリ況ヤ大士ノ儀相齋整ナラザルベケンヤ

問布ノ律衣ハタトヒ今時ノ制作如法ナラズトモ律制ニ

親シ錦繡綾羅ノ衣ハ経律ノ中ニ佛既ニ制シタマヘリ

「ル」(補入)

218 福王寺本・謄写本では「テ」なし

219 福王寺本・謄写本では「ク」なし

220 福王寺本・謄写本では「ヲ」なし

## 25 丁右

221 福王寺本・謄写本では「ハ」なし



然バ如法衣ト云ズンハ何ト呼ブベシヤ 答律文ノママニ

作りタル袈裟ヲバ律衣ト称スベシ其餘ハ多ク国王ノ

崇敬ノ餘リニ施シ官位アルヨリ発リタルモノナレバ官衣ト称

スベシ納甲錦繡ノ類モ亦余ナリ此官衣ハ多クハ文繡僞

奢耶衣ナリ小乗律者ハ嫌忌スレドモ大乘ノ菩薩ハ利他ノ為

ニスルニハ種々ノ貴衣ヲ受畜スルコト利益アリ瑜伽論ニ云菩

薩為ニ利他ノ故ニテ從非親里長者居士婆羅門等及ヒ恣施家ニ

應レシ求ニム百千種々ノ衣服ニ觀レシ彼有情力無力ニ隨ニ其所施ニ如レ應

而受クベシ如レハ説ニ求衣ヲ求レ鉢亦余ナリ如レハ求ニル衣鉢ニ如レ是自ラ求ニメ種

々ノ絲縷ニ令ニ非親里ヲシテ為ニ織作レ衣為ニ利他ノ故ニハ應レシ畜ニ種々

僞奢耶衣ニ諸ノ座臥具ノ事各至レ百ニ生色可染百千俱胝

復過ニ是ノニ數亦應ニ取リ積ムト云ヘリ既ニ百千種々ノ僞奢耶

衣ト云豈絹綿ノ類ヲ嫌コトアランヤ文繡ノ類ハ律ニハ制

アレドモ国王ヨリ賜リケルハ古徳モ大乘不共ノ意ヲ以テ為ニ

利益ヲ受畜シタマヘバ是モ如法衣ト祝シ置ベキコトナリ凡

今有部律ニ志ヲ起シ高祖ノ學則ヲ伊字ノ如クセント

25 丁左

222 活字本にのみ「真言行者ノ用心ヲ述事」とあり。

223 福王寺本・謄写本では「類」が「數」となっている。

224 福王寺本・謄写本では「大」(補入)

26 丁右

225 福王寺本・謄写本では「フ」(補入)

226 福王寺本・謄写本では「ソ」(補入)

思ハンモノハ先ヅ律宗ノ執見声聞ノ狭識南山元照ノ

意氣ヲ洗ヒ去テ本躰ヲ大乘秘密宗ニスヘ六大四曼無尋

輪圖ノ廣大見識ヲ開キ三昧耶戒定恵ノ二学ヲ本トシ

有部律ヲバ化他令法久住ノ助力ニ用ユト土臺ヲ堅ムベシ

律宗ハ小乗律ヲ本トシ此小狭識ノ上ニ大乘ヲバ恐レ恐レ用ヒ

制教化教ヲ立制教ヲ立制教ヲ宗本トシ化教ヲ助トス是

自調自度ノ病根金剛薩埵ノ悪ム所法輪ヲ以テ摧破

スベキノ一事面タリ是ノ故ニ真言宗トハ土臺ヨリ表裏ノ

異アルナリ其小識ガ熏入シテハ一乗菩薩ノ行業ハ信知

ナルマジキゾ小乗律ヲ定規トシテ大乘ノ度ヲトルベカラズ

真言ハ密教ヲ以テ一切ヲ度量シケレバ小乗ノ度ニアハサルコ

ト甚多シ輕ジムベカラズ經軌ヲ開ハ自ラ知ルベシ瑜伽論

大日經疏ニハ利益ノ前ニハ性罪ヲモ現行シ他ヲ濟度スベシトアリ

況ヤ遮罪ヲヤ然ニ性罪ノ如キハ未見諦ノ内ニハ惶ルベキ

コトナリ遮罪ニ至テハ小律ニハ五大色ノ衣ハ甚非法トスレドモ

密家ニハ法ニ隨テ正色各ノ如法トス七寶受畜觸捉ス

## 26 丁左

227 福王寺本・謄写本では「リ」(補入)

228 活字本では「化他」が「三密扶立」となっている。

229 福王寺本・謄写本では「用ユト」が「用ルコト」となっている。

230 福王寺本・謄写本では「恐レ恐レ用ヒ制教化教ヲ立」が「恐々用ヒ制教ヲ立」となっている。

231 「立制教ヲ」は誤写であると考えられる。

232 福王寺本・謄写本では「ノ」なし

233 福王寺本・謄写本では「ハ」(補入)

## 27 丁右

234 活字本では「輕ジム」が「怪シム」となっている。

235 福王寺本・謄写本では「キ」なし

ルコトハ墮罪トシテ佛像サヘ寶ノ飾<sup>(236)</sup>ナンドアルハ捉シメサルニ密  
家ニハ専ラ五宝ヲ用ヒ雜宝ノ念珠ヲ捉シメタマヘリ其  
外塗香ヲ身ニ塗リ兵器ヲ安置シ土ヲ掘ル等ノ事

勝テカゾヨベカラズ撰大乘論ニハ声聞戒菩薩戒ノ不同

ヲ論ジ瑜伽論ニハ共不共ヲ論ジタマヘリ直住ノ真言行者

善能折衷スベシ南山家ハ小乗自度ノ律ヲ宗本トス

レバ菩薩不共ノ戒ヲバ皆化教ニ入テ行事ニ用ヒザレドモ真

言ハ其ノ化教ヲ宗本トシ利他ヲ先トスレバ必ず不共ノ行事

ヲ用ユルナリ然バ小乗律ニ違スルコトアルトモ怪シムベカラズ是故<sup>(237)</sup>

ニ古徳ノ行業ニハ利他ノ前ニハ小律ニ違スルコト時々アルナリ

然レドモ多ハ大乘秘密ノ意ヲ用ヒザルハナシ<sup>(238)</sup>

サレバカヤウニ大乘不共学ノ業ヲ談ズルヲ聞テ初心ノ

人怯弱ナル人ハ己ガ得テニ任セ我ハ大乘ノ菩薩ト云

テ犯戒スル類ヒ多カラン甚恐ロシキコトナリ卒尔ニハ

談ズベキコトニアラザレドモ法ノ是非ヲ論ニ至テハ云ハザルコト

ヲ得ズ初心ノ人ハ別シテ此ノトコロニ意ヲ止テ邪途ニ陷

236 福王寺本・謄写本・活  
字本では「舍利」（補入）

## 27 丁左

237 活字本では「アリ」が  
「アル」となっている。

238 活字本にのみ「初心未  
徒ノ誤解ヲ誡ム事」とあり。

239 福王寺本・謄写本では  
「ヲ」なし

## 28 丁右

ルベカラズ儒ニ薄氷ヲ踐熱湯ヲ探ルノ談アリ況ヤ佛

門ノ因果影響ノ如クナルヲ信ズル者ヲヤ能々意得

ベシ大乘ノ不共学ノ類ハ必是利他大益アルヲ見テナスコト

ナリ己ガ自墮落セヨトニハアラザルゾ龍猛菩薩ヲ始メ小

律ヲ威儀トシタマウハイカヤウニ用ヒタルモノナリヤ眼

ヲ着クベシ平生ノ助行ニハ有部ノ小律ヲ行ジ行法期

限ノ間ハ持明禁戒ヲ増持シ化他門又ハ勝業ヲナス時大

利益アリト見テハ不共学ヲ行ズルコトナリ尋常ノ行

事小乘律ニ違スルコト罪ナシト謂ニハアラズ凡ソ大乘ノ

菩薩声聞戒ヲ護持スルコトハ涅槃經ヲ見テ其起ヲ

知ルベシ法花頓大ノ旨ヲ聞タル人如來ノ意ヲ得ズシテ

声ノ威儀ノ戒ヲ棄捨セン輩モアラント如來ハルカニ

末代ヲ鑑ミタマヒテ慇ニ声聞ノ機嫌戒ヲ護持スベ

キ旨ヲ明シタマヘリ是故ニ涅槃經ニ云菩薩持ニ息世

機嫌戒一ヲ與ニ性重無別智度論ニ曰諸ノ菩薩ニ一種

若ハ出家若ハ在家々々ノ菩薩ハ総ニ在ニ優婆塞優婆夷ノ

## 28 丁左

240 福王寺本・謄写本では「ノ」なし

241 福王寺本・謄写本では「ヒ」なし

242 福王寺本・謄写本・活字本では「乘」(補入)

243 活字本では「謂」が「云」となっている。

244 福王寺本・謄写本では「スルコトハ涅槃經ヲ見テ機嫌戒ヲ護持スベキ」なし

245 活字本では「起」が「趣」となっている。

246 活字本では「聞」(補入)

中<sup>ニ</sup>出家菩薩<sup>ハ</sup>総シテ在<sup>ニ</sup>比丘比丘尼<sup>ノ</sup>中<sup>ニ</sup>又云如<sup>ニ</sup>弥勒菩薩

29 丁右

文殊菩薩等<sup>ノ</sup>以<sup>テ</sup>三<sup>ニ</sup>釈迦文佛<sup>ニ</sup>無<sup>ク</sup>別<sup>ニ</sup>菩薩<sup>ニ</sup>故人<sup>ニ</sup>テ声聞<sup>ノ</sup>

中<sup>ニ</sup>次第<sup>ニ</sup>坐<sup>スト</sup>天台<sup>ノ</sup>曰毘哩<sup>ノ</sup>学<sup>ハ</sup>者即大乘<sup>ノ</sup>学<sup>ナリ</sup>即是大乘

第一義<sup>ナリ</sup>三<sup>ニ</sup>帰<sup>ス</sup>五<sup>ニ</sup>戒<sup>ス</sup>十<sup>ニ</sup>善<sup>ス</sup>二百五十<sup>ニ</sup>戒<sup>ス</sup>皆是摩訶衍<sup>ナリ</sup>豈

有<sup>ニ</sup>三<sup>ニ</sup>店<sup>ノ</sup>戒<sup>ノ</sup>隔<sup>ニ</sup>妙<sup>ニ</sup>戒<sup>一</sup>戒既<sup>ニ</sup>即<sup>ニ</sup>妙<sup>ニ</sup>人亦<sup>ナリ</sup>然<sup>ナリ</sup>汝<sup>ハ</sup>實<sup>ニ</sup>我<sup>ノ</sup>子<sup>ト</sup>云

即此義也<sup>是</sup>名<sup>ニ</sup>絶待<sup>ニ</sup>妙<sup>ニ</sup>戒<sup>一</sup>又云禁<sup>ニ</sup>惡<sup>ニ</sup>淨<sup>ニ</sup>善<sup>ノ</sup>二<sup>ヲ</sup>屬<sup>ニ</sup>律<sup>ス</sup>

儀<sup>ニ</sup>何<sup>ナレ</sup>律<sup>儀</sup>通<sup>ハ</sup>撰<sup>ル</sup>衆<sup>雖</sup>有<sup>ニ</sup>菩薩<sup>佛</sup>等<sup>二</sup>不<sup>ニ</sup>別<sup>ニ</sup>立<sup>ル</sup>衆

故<sup>ニ</sup>戒<sup>法</sup>是<sup>モ</sup>同<sup>シ</sup>但以<sup>ニ</sup>佛<sup>菩</sup>提<sup>心</sup>一<sup>ヲ</sup>為<sup>レ</sup>異<sup>ノ</sup>耳<sup>云</sup>云大乘<sup>ノ</sup>人

声聞戒ヲ受持スル時能此文ヲ読テソノ心ヲ得ベシ真

言花嚴天台禪等ノ頓大ヲ闡揚スル宗祖皆比

丘戒ヲ受持セザルハナシ後世律儀亡テ具戒ニ進ムモノ

少シトイヘドモ最初出家ノ時必沙弥ノ十戒ヲ授クルコト

声聞ノ軌則ヲ用ユコレ則古来ノ相承野沢共許ノ

軌則ナリ近年此等ノ旨ニ昧キ人アリテ初度<sup>剃髮</sup>

ノ時唯<sup>五戒</sup>ヲ授テ真言ノ出家ヲ成ズルト心得タル

モアリ取ルベカラズ從來ノ官僧ノ中戒律ノ通塞ニ昧

29 丁左

247 活字本にのみ「新出家ノ時沙彌ノ十戒ヲ授ル事」とあり。

248 活字本では「ルナリ」(補入)

249 福王寺本・謄写本・活字本では「初度」が「初」となっている。

250 活字本では「唯」が「只」となっている。

251 福王寺本・謄写本では「ル」なし

キ人能々は等ノ旨ヲ得テ必ず小戒ヲ輕蔑シタ  
マウコトナカレ

イカニモ出家ノ本意ヲ云ハバ其利益モナキ時ハ質素ニシテ

自利々他ノ行大小乗教ニ背キナクアリタキコトハ誰人カ知ラ

ザラン然レドモ大利ヲ見テハ瑣細ノ謹護ハ犯ズトモ其勝利

ヲ求ルハ大乘ノ教ナリ大利アレドモ一草ヲタツ犯モナザルハ小乘

ノ教ナリ高祖ノ夏中大唐へ渡リタマヒ天台ノ牛時ヲ過テ

国王ノ施食ヲ受用シタマヒ佛圖澄ノ紋繡ノ衣ヲ着タマフ<sup>(253)</sup>

類尤多シ皆是利他大益アルヲ見テナシタマヘバ今日尋常ノ

規<sup>(254)</sup>ニハアラズカカルコトヨリ比丘ノ綾羅紋繡ヲ着スルコトハ六朝

以来唐宋尤甚シ是等ノ事其時ノ大徳<sup>(255)</sup>ハ是本意トハ

思ヒタマハザレドモ国王<sup>(256)</sup>ノ命ナレバ無生ニ住シテ隨ヒタマウモノ

ナリ凡ソ法ノ弘通ハ王候大人ヲ撰得セザレバ弘<sup>(258)</sup>マリガタシ王

一人三宝ニ歸スレバ億兆ノ民皆其ニ隨フ王命背ク時ハ利益

ノ門塞ル爰ヲ以テ利益ノ為ニ其嚴命ニ隨ヘルモノナリ佛法ヲバ

如來国王へ付属シ置タマヘリ是故ニ王制アレバ隨ハザルコトヲ

30 丁右

30 丁左

252 活字本では「銀鉢ヲ持チ、車ニ乘リ」(補入)。福王寺本・謄写本では「銀鉢ヲ持車ニ乘リ」(補入)

253 福王寺本・謄写本・活字本では「着タマフ」が「着ル等ノ」となっている。

254 福王寺本・謄写本・活字本では「コトヨリ」が「事アリ」となっている。

255 活字本では「是等事其時ノ大徳ハ」が「是等ノ大徳ハ」となっている。

256 活字本では「王」が「国王」となっている。

257 活字本にのみ「法ノ興廢ハ人王ノ信否ニヨル事」とあり。

258 福王寺本・謄写本・活字本では「マ」が「カ」となっている。

得ズ仁王經ニ曰佛告<sup>二</sup>玉ハク波斯匿王<sup>一</sup>我滅ノ後法欲<sup>二</sup>スル滅盡<sup>一</sup>セシト時諸ノ

国王等皆應<sup>下</sup>受<sup>シ</sup>持<sup>シ</sup>是般若波羅蜜<sup>一</sup>ヲ大ニ作<sup>中</sup>ス佛事<sup>上</sup>ヲ一切国王

安<sup>ニ</sup>立<sup>シ</sup>万姓<sup>一</sup>ヲ快樂<sup>ナ</sup>ナルコト皆由<sup>ニ</sup>此般若波羅蜜<sup>一</sup>ニ是故ニ付<sup>ニ</sup>属<sup>ス</sup>諸ノ国王<sup>一</sup>ニ不<sup>レ</sup>付<sup>ニ</sup>属

比丘比丘尼清信男清信女<sup>一</sup>ニ何以<sup>ノ</sup>故<sup>ニ</sup>無<sup>ニ</sup>カ<sup>一</sup>王ノ威力<sup>一</sup>故<sup>ニ</sup>故<sup>ニ</sup>不<sup>レ</sup>

付属<sup>セ</sup>云云是故ニ王制アレバ必ズコレニ隨ヒ王モ亦佛勅ヲ受テ僧<sup>(259)</sup>

ヲ敬拜シ化益ヲ蒙ルコトナリ凡ソ麁惡ノ躰醜陋ノ容ハ

人ノ好<sup>(260)</sup>マザルコト常ノ習ナリ国王ノ崇敬ノ沙門姿容

麗シカレ衣服花綺ナレト思シメサンコト怪シキコトニ非ズ淨

飯大王ノ五百ノ釈子ヲ出家セシメテ佛ノ大衆ヲ莊

嚴シタマウモ是故ナリ影勝王ハ甚佛法ヲ帰依シタマイシカ

ドモ形貌陋シキ沙門ヲバ緞令舍利子迦葉ノ徳アリトモ一

顧見タマウコトヲモ嫌ヒタマヒシトカヤ相ヲ以テ物ヲ見ルハ

迷者ノ常ナリ其着所ヨリ引入スルハ智者ノ方便ナリ

故ニ相好ヲ好ム国王ヲバ必ズ花麗ヲ以テ撰得<sup>(261)</sup>スベシサ

レバ綾羅錦繡ヲ着スルコトモ四摂濟度ノ一門ナレバ大

乗ノ菩薩ノ機ニ隨テ龍ノ如ニ變<sup>(262)</sup>ジ響キノ如ク應ジ

31 丁右

31 丁左

259 底本にのみ  
「僧祇云若人ハ王

衆ニ應<sup>レ</sup>云<sup>下</sup>刹利種  
是上姓如来應供

正遍知常在<sup>ニ</sup>テニ

家ニ生<sup>ス</sup>諸ノ出家人

於<sup>テ</sup>法力一輪<sup>中</sup>ニ

頼<sup>ニ</sup>力輪護<sup>一</sup>

故得<sup>中</sup>以<sup>自</sup>

安<sup>上</sup>コトヲ」と、ページの

上段に記載あり。  
260 福王寺本・謄写本では

「マ」なし

261 活字本にのみ「大小乘

各自ノ教限ヲ守ルヲ好シト

スル事」とあり。

262 福王寺本・謄写本では

「ニ」が「ク」となっている。

利益ヲ專トスルコト小乗<sup>(263)</sup>ト同日ニ論ズベカラズ律宗

ノ比丘ハイカニモ宗教ナレバ小乗律制ニ依テ質素ヲ守リ制  
教ヲ專ニシテ化教ニ委子ズ麁布節儉ナルヲ殊勝ト貴

ムベシ是亦アリガタキコトナリ一乘真言ナンドノ比丘ハ時  
機ニ應ジテ絹綿綾羅ヲモ着スルコト常ノコトナリ何ゾ是ヲ

怪ン臨機応変ハ小乗ニスラアリ況ヤ大乘ヲヤ目蓮ノ

長者子ヲ救ヘルニハ毘廬迦ノ形ヲ現ジテ甲冑モノノ具シ

兵ヲ以テ盜賊ヲ退ケ鄔婆鞠多ノ弟子ヲ濟度セルニ

ハ美女ノ形ヲ現ジ觀音ノ童男女人非人ノ形ヲ現ゼル類ヒ

皆是菩薩四摂法門無辺ナリサレバトテ目蓮鞠多還俗

シタル<sup>(264)</sup>ニハアラズカカルコトハ権実ノ異モアリテ是ヲ今ノ定規ニ

トニ<sup>(265)</sup>ハアラ子ドモ利益ヲ見テ權道ヲ施スコト甚遠カラズ大乘

ハ無性融即ヲ本トス諸法ノ無性常ニ心ニアラバ悪ニモ

深く着スマジ何ニ況ヤ綾羅錦紋ノ衣ナンゾ驚クベケンヤ

彼ノ小乗ノ比丘固ク在家出家ノ高下ヲ見レドモ梵行ノ

功德ニ因テ必ズ天ニ生ズ天人トナリヌレバ昔ノ姿ヒルガヘリ

263 福王寺本・謄写本では「ト同日ニ論々宗教ナレバ小乗」なし

264 活字本では「シタル」が「セル」となっている。  
265 活字本では「トニハ」が「トルニハ」となっている。

32 丁右

32 丁左



天ノ羽衣ハ布衣ニ似ズ手ニモトラジノ金銀ハ身ヲ飾ル瓔珞

トナリ昔ノ二百五十戒ハ身トトモニ謝滅シテ出家ノ比丘

ガ在家ト(266)(天人ハ在家ナリ)ナリ圓頂ニ紺髮生ヒ改テ五戒ヲ受テ天

人ノ鄔婆塞ト云モノナリ在家トナリケレバ位ハヲチニキト

見ヘタレドモ行位ハ却テ昇進シ初果ハ七反人トナリニ

果ハ一反三果已上ハ人界ヘカヘラズ第四禪ニテ阿羅漢

ヲ證ズ然レバ出家ガ在家ヨリ高キニモカギラズ在家ガ必

ズ卑シキニモ限ラズ是故ニ府同首陀會天ニ東寺一家深

キ習アリ生ま律僧ノ側ル所ニアラズサレバ如法ガ必ズ如法ニカギ

ラズ真言ノ心ハ如実知自心ヲ要トス大事ガ必ズ袈裟

ニハアラジ必ズ固執スベカラズサレドモ如来身会ニ衣ノ角ヲ取印

アリ法ニ隨テ衣ノ体色ヲ別ニシ灌頂ノ後夜衣ノ付属ア

リケレバ三密(269)ヲ離レタルモノニハアラザレバ体色量制作トモニ各其

部ニ隨テ如法ニスベキコトハ勿論ナリ随分カク佛制ニ違ヒ

ナク内外如法ニナシ置テ又時期ニ應ジ變ヲ用ユルコトサシテ

不如法ナンド嘲ルベカラズ真俗ニ諦是中道ナリ偏ニ

### 33 丁右

266 活字本では「在家」が「俗形」となっている。  
267 活字本では「在家」が「俗形」となっている。

268 活字本にのみ「府同首陀會天ノ像東寺一家習アル事」とあり。

269 福王寺本・謄写本では「密」が「家」となっている。

墮スレバ利益ヲ亡ウ<sup>(270)</sup>ソ佛法ヲ永ク末世ニ相統スルコト必是

戒律ヲ以テ維持スルコト経律ノ常説ナリ六度経ニ云ク

若彼ノ有情衆<sup>下</sup>ニハ習<sup>ニ</sup>テ威儀ヲ護<sup>シ</sup>正法<sup>一</sup>ヲ一味和合<sup>シテ</sup>令<sup>レ</sup>得<sup>ル</sup>久住<sup>一</sup>スルコトヲ而モ

為<sup>レ</sup>ニ彼カ説<sup>ニ</sup>ク毘奈耶藏<sup>一</sup>ヲト大集経護法品ニ曰菩薩為<sup>ニ</sup>法久

住<sup>一</sup>ノ請<sup>ス</sup>佛<sup>ニ</sup>制<sup>シ</sup>玉<sup>ヘ</sup>ト戒<sup>ト</sup>律<sup>ニ</sup>曰佛告<sup>ク</sup>鄢婆離<sup>一</sup>是<sup>レ</sup>為<sup>ル</sup>百<sup>一</sup>羯磨

若<sup>シ</sup>乘<sup>レ</sup>スルコト法<sup>ヲ</sup>住<sup>レ</sup>スレハ世<sup>ニ</sup>即知<sup>ニ</sup>佛法末<sup>ト</sup>滅<sup>セ</sup>世間<sup>一</sup>ニト云リ然レハ戒律亡ル

トキハ法命喪スルコト明ナリ中古有部律泯絶ストイヘドモ

真言ノ定惠ニ学ノ相統スルコトハ何ンヤ是野澤諸山傳法

ノ時必大ニ嚴<sup>シ</sup>飾<sup>シ</sup>戒壇<sup>一</sup>ヲ三昧耶戒ノ羯磨ヲ乘スルコト内儀

ヨリモ嚴ニスルナリ是此ノ金剛鎖能ク密法ヲ惠命ヲ維<sup>(272)</sup>

持<sup>(270)</sup>スル故ニ断絶スルコトナシ然レドモ高祖ノ学則ノ鼎タダニ足全

シテ不足ナルコトハ惜ムベキコトナラズヤ此足ト不足トノ間亦了間ヲ

入テ見ルベキコトアリ官僧律僧能々聞タマヘ凡ソ大日ノ嫡法日

本ニ傳リ南天ノ佛日イマダ西山ニ入ザルコトハ恐レナガラモ

王子皇孫此宗ヘ入セタマヒ高姓貴族ノ其機ヲ助ケタマヒテ

二諦ノ威光嚴ニ法脈ヲ維持シタマヘバコソ数ナラヌ吾々マデ

### 33 丁左

270 活字本では「凡ソ」  
(補入)

271 活字本では「明ナリ」  
が「必せり」となっている。

272 福王寺本・謄写本では  
「ク」なし

273 福王寺本・謄写本では  
「ヲ」が「ノ」となってい  
る。

274 活字本では「ヲ」が  
「ノ」となっている。

275 活字本にのみ「乗戒寛  
急ヲ量ル可キ事」とあり。

276 福王寺本・謄写本では  
「ヲ」(補入)

277 福王寺本・謄写本では  
「タマヘバコソ」が「タマ  
ヘハコノ」となっている。

モ其餘澤ヲ被ルゾカシモシ此事絶ナマシカハイカンゾ千歳

ノ下ニ法身ノ恵日ヲ拜センヤ然バ則密法相続ハ殊

二本山ノ相続シタマウニアリ其相続シタマウコトハ寛ト

急ト節ヲ得ルニアリ凡ソ上ツカタハ玉簾たまなれノ内ニ綿(278)ヲ

重子軒ノ風サヘイトハセタマウニイカンゾ木頭きはし乞食ノマ子

シタマウガ相続テ出サセタマハンヤ釋尊踰城ノ後無畏三蔵

仙道王ナンドノ十善ノ位ヲ脱履シテ清浄乞食遊行シタマ

イ真如王ノ跣足すあしニシテ西天ニ向ヒタマヒ開成王ノ赤手あせニシテ

勝尾山ニ入セタマヒシ如キハ千万ニ一人アリガタシ凡ソ急ナルハ

タヘ易ク寛ナルハ相続スル物ノ常ナリ喩バ琴ノ絃ノ甚急

ナルトキハ音ハ高ケレドモ早く絶へ寛ナルトキハ音ハニゴレドモ絶

ルコトナシ絃モシ絶ナバ人洵明ニアラズ縦ヒ白牙ガ手鐘子ガ

聞アリトモ調ルニ由ナケン説ヒ尋常ノ音ハニゴルトモ絃ダニ相続セ

バ妙手ニアウゴトニ陽春白雲(279)ノ曲トテナドカナラザラン然(280)バ

則絃ノ相続シ末世ニ妙調ヲ発スルコトハ寛ノナス所ナリ然レ

ドモ寛過ルトキハ正シキ琴ニアラズ絶タルト同(281)ジ末代ノ僧ノ身モ又

### 34 丁左

278 福王寺本・謄写本では「綿」が「錦」となっている。

### 35 丁右

279 福王寺本・謄写本では「雪」が「雲」となっている。

280 福王寺本・謄写本では「六」なし

281 活字本では「カルベシ」(補入)

尔ナリ寛過ルトキハ法ヲ乱ル爰ヲ以テ寛急節ヲ得ルヲ相

続ノ大要トス惶ナガラ今ノ本山絹綿綾羅ヲメサレ二百五

十戒ヲユルメタマウハ寛ナリ十戒三昧耶戒其ノ餘ノ鎮ミ堅固ニ

守ラセタマウハ急ナリ是甚寛ナラズ甚急ナラズ寛急折

衷ノ如法ト申シ奉ルベシ学如ハ若年ノ頃ハ高野ノ学侶ニテ

アリケルユヘ彼ノ山ノコト能見聞シヌ有為ノ躁世間ノ名聞ヲ以

出世ノ大法ヲ荷擔シ令法久住ノ基礎ヲ堅クセラルルコト有ガ

タキコトドモナリ始衆分ノ時膝ヲ入ルバカリノ部屋ヨリ内談

議ノ十問諸法談所内講ヲシ三十人入寺ニモ至レバ身相應ノ

供モ領シ勸学院ノ学道ヲ終テ力ニ隨テ衆儀碩学ニ昇リ

東武ヘ參觀シ大名ノ風ヲシテ左右学頭ニ昇リ名聞日ニ高ク

金剛峯ノ事務ト呼ルルヲ極果トスルマデ種々ノ転変何角

八面白キコトニ見ヘ侍ルカカル有サマナレバ遠近ノ大衆雲ノ如ニ馳セ

昼夜ノ論場六時ノ勤学絶ルコトナク時々三学鼎ノ如ク智

行兼備ノ高僧モ出来リサスガニ高祖ノ禅屈密教ノ淨利ナ

レバ貴トナク賤トナク若ハ朝若ハ夕ヨシアシハカヌ童マデ念誦ツ

### 35 丁左

282 福王寺本・謄写本では「ノ」なし

283 活字本にのみ「高野ノ学則時機ニ應スル事」とあり。

284 福王寺本・謄写本では「アリ」が「有」となっている。

285 福王寺本・謄写本では「ノ」なし

286 福王寺本・謄写本では「テ」(補入)

287 福王寺本・謄写本では「カ」(補入)

288 福王寺本・謄写本では「談」なし

289 福王寺本・謄写本では「ニ」が「々」となっている。

290 福王寺本・謄写本では「事」が「寺」となっている。

291 福王寺本・謄写本では「有」が「アリ」となっている。

292 福王寺本・謄写本では「ニ」が「ク」となっている。

### 36 丁右

マグリ呪ヲ誦ジテ伽藍畔睥セザルハナシ自然ノ風儀他所ニ  
 超過セルコト此一事ヲ以モ察スベシ況ヤ野澤ノ聖教内外  
 ノ典籍寺ゴトニ満々遠ハ鉄塔ノ<sup>(295)</sup>唄文近ハ高祖ノ遺法卓  
 然トシテ泰山ノ如ク護持シ他家ハ七転八倒シテ新古ノ所見  
 改変スレドモ此山ニ於テハ古来ノ宗義ヲ相承シ確乎トシテ  
 動ゼザルハ護法ノ神力ナルベケレドモ亦ハ寛ミノ助力カト覚ヘ  
 侍ル煎豆<sup>(297)</sup>ト茶ハ論議ノ校合ヲ助ケ淨語ノ會ハ東西  
 ノ飢ヲ救ヒ般若ノ湯ハ深山ノ寒鬱ヲ散ジ名聞ハ俗諦  
 ノ述懐ヲハラヒケレバ此山ノ衆ニ入モノ馳散ノ意アルコトナシ  
 大衆ノ中ニ心アル人ハ此寛ミノ方本意トハ思ハ子ドモ澆  
 季ノアリサマヨト随順対治ノ意ニテナシユキケルハ由アル  
 コトト知ルベシ一概ノ意デハ今日本ノ僧徒ヲ<sup>(300)</sup>残ナク律  
 僧ニセズンバ皆如法トハ云ハザルベシ嗚呼天ノサカ銚ヲ  
 以テ日本ヲ一遍カキマゼテナラバイザシラズ此ママニシテ  
 ハナルマジキゾ若富楼那ノ辨ニ目蓮ノ神力ヲ假シ加ルニ  
 王候ノ威勢ヲ以テ勉強シテ受シメバイカニモ一旦ハ如法

学如撰『真言律行問答』の翻刻

### 36 丁左

- 293 福王寺本・謄写本では「ハ」が「ワ」となっている。
- 294 福王寺本・謄写本では「テ」(補入)
- 295 福王寺本・謄写本では「唄」が「貝」となっている。
- 296 福王寺本・謄写本では「ハ」なし
- 297 福王寺本・謄写本では「ト」が「ノ」となっている。
- 298 福王寺本・謄写本では「中ニ心アル」が「中心有」となっている。
- 299 活字本にのみ「一団ノ律僧ニ改ント欲スル誤リノ事」とあり。
- 300 福王寺本・謄写本では「リ」(補入)
- 301 福王寺本・謄写本では「ハ」なし

ノ比丘行ニモ移ルベシ(302)若今ノ世ニ尔モセバ一年ノ内ニ犯不ヲ

公訟シ三年ヲ待ズシテ戒行乱レ十年ノ前後大衆馳散

シ寺院日ニ廢壞シ文庫ノ聖教書架ノ典籍護持ノ

モノナク鼠ノ巢ニ引レ啖ノ蓋トナリ三身ノ法寶断絶

センコト掌ヲ見ガ如ケン急ナルモノ早断ハ諸法皆尔リ如しか

ジ緩ヲ以テ相続シ時々急ヲ加(303)ヘンニハ然バ則寛モ令法久

住ノ一徳急モ法命傳持ノ一徳今日本ノ佛法ノ真中まん

ニ居リ何レ最頂セズ適モナク莫モナク法ノ損益ヲ述ル

トキハタダカクノ如ク(304)ナルベシ願ハ諸大徳各ノ為法ノ心ヲ發起

シテ急ヲ加ヘント楽ウモノアラバ助力合成シタマヘカシ法滅

ノ摩ヲ退ケ佛祖ノ恩ヲ報ズルコト是ニ超タルハナカルベシ

衣服通局

問汝ガ云ガ如ナラバ今有部律行ノ真言比丘ハ官位ニ進

テ官地ニ住セバ官位相當ノ衣正色(305)絹綿文繡ノ衲直綴

素絹ノ類モ着スベキヤ 答此事肝心ノ事ナリイカ

ニモ昔ニ在リテハ常ニ官位相當ノ衣ヲ着ストモ然ルベシ今日

37 丁右

302 福王寺本・謄写本では「シ」(補入)

37 丁左

303 福王寺本・謄写本では「へ」(補入)

304 福王寺本・謄写本では「ク」なし

305 福王寺本・謄写本では「色」なし

ニ在ハ斟酌セザレバ不饒益多シ古今時異ニ人機清濁ア

リ昔ノ大徳ハ慈心ニ住シ利益ヲ見テハ龍ノ如ニ變ジ響ノ

如應ジテ宜ニ隨ヒタマヒヌ今時ノ僧ハ欲心ニ住シ惡事ヲ見

テハ龍變響應スルノ類往々ニ出来リヌ若卒尔ニ律師モ内外トモニ

官衣ヲ着スルコトヲ許シナバ彼欲心ノ僧ハ信施ヲ貪ル時ニハ律

衣ヲ着数珠ツマガリ放逸シマボシキ時ハ直綴輪袈裟ナ

ンドニテヨカラヌ事ナスベシ蝙蝠ノアル時ハ鳥トナリ或時ハ鼠

トナリ獺ノ陸ニ在ハ獸ト云水ニ在テハ魚ト云フ如キ臨機

應變ノ比丘イクラモ出来ルベシ然ラバ今時ニ在テハ卒尔ニ許

シガタキモノナリ増乘業ノ人ハ從來官衣ヲ着シケレバハレバレシキ

所ニテ花麗ノフルマヒアリトモ人はヲ見テ深キ咎トモ思ハザレドモ

律衣ヲ着セルモノハ水茶屋ニ腰カケテモ人目ニ立風情ナレバ

衣服ハ至テ肝要ノモノナリ然バ増戒業ノ人ハ官位ニ進ムトモ

常ニ律衣ヲ表トシ期限アル法事等有テ増乘業ノ衆ト共ニ

行ハバ其期限内官衣モ着シ大衆一様ノ整束シテ然ルベシ

其期過テハ必律衣ヲ平服トスベシ然ルニ今絶タル有部律

38 丁右

306 福王寺本・謄写本では「テ」(補入)

307 活字本にのみ「律衣濫着ノ弊ヲ挙事」とあり。

308 福王寺本・謄写本では「ニ」なし

309 福王寺本・謄写本では「ニ」なし

310 福王寺本・謄写本では「ラ」なし

38 丁左

311 福王寺本・謄写本では「ハ」が「ニ」となっている。

312 福王寺本・謄写本では「レ」(補入)

ヲ弘行セントキハ本寺本山ノ聽許ナクテハ行ヒガタシ何ノ本寺

へ申ストモ官位ニ進ム時ハ必其定格モ有ケレバ衣等ノ事モ

末下ヨリ定ムベキ理ナシ是モ非モ本寺ノ命ニ隨フモノナレバ

其由ヲ申シ上ゲ令命ヲ待奉ルモノナリ然(314)ニ大師ノ学則

末世全カラザルヲ再興セント樂欲スル微志ヲアハレト思

シメシ聽許シタマウ程ノ本山ハ法門ノ事ヲ大事ト弘行

シ玉フ大徳ニアラザレバ(315)能ズカカルメデタキ本山ハカカルコト申

上ルヲモ彼世間ナミ出入リ訴訟ナンドト同日ノ論ニアラザル

コトヲ聞シ召分ラレ衣服等ノコト古今損益利害ノ間

辨別ナキコトモサフラハジ然バ衣服ノコトモ其時ノ御評議

ニ定ルベシ

問増乘業ノ人律儀ヲ残リナク行セル人モ律衣ヲ着シテ

苦シミアルマジキヤ 答是モ上ノ如ク今ノ世ニ許シナバ

蝙蝠應變アリテ増戒業ノ人ト雜乱シ大ニ害アルベシ例

セバ一向房ハ女ヲ犯シ酒肉ヲ食スルコトアリテ自モ他モ咎トモ

ヲモハザリケレバ僧形ノ者姪女家ニ入り酒肉食スルコトモ有ルモ

39 丁右

<sup>314</sup> 福王寺本・謄写本では「ル」(補入)

<sup>315</sup> 福王寺本・謄写本では「ル」(補入)

39 丁左



ノト定レリ此ノコトアリケル故ニ聖道門ノ僧ノ中懶墮ノ者犯

女食肉シテモ紛ルルコトアリ若一向宗ノ弊ナケレバ僧形ノ

者姪肆ニ入り肉食スルコトタヘテナカリケレバカカルコトナシガタシ<sup>(316)</sup>

外相ノ他ヲ乱スコト例シテ知ルベシ然バ増戒業ノ人ハ内外律

衣ヲ着シ限リアル法用ノミ官衣ヲ着シテ然ルベシ増棄業

ノ人ハ外儀常ニ官衣ヲ着セルコト從來ノ如シ内儀自行

ニハ律衣ヲ着シ古徳ノ風順ジテ然ルベシ増棄業ノ人戒

律護持ニ於ハ其人ノ根機ニ任ズベシ二業三学互ニ分ニ應

ズルモノナレバ再往ノ廣学ハ始ヨリ定ムベカラズ衣服ノ事

ハ二業ノ定レバ定メラルルモノナレバ上ノ如ク申シタルモノナリ<sup>(322)</sup>

是モ亦御評議ニ定ルベシ<sup>(323)</sup>

佛ヶ世ニ在セシ時経師法師禪師論師律師一所ニ

雑住シケレバ各ノ互ニ他ノ機ヲ護テ此障ニ由テ修行<sup>(324)</sup>

進ミガタカリシニ實力子ナル人深智アリテ知臥具ノ人

トナリ房ヲ分ツニ禪師ハ禪師ト一所ニ経師ハ経師

ト一所ニ律師ハ律師ト各品類ヲ分テ住セシメタマヒケレバ

40丁右

316 活字本にのみ「乗戒ニ僧各自ニ適宣ノ服アル事」とあり。

317 福王寺本・謄写本では「セ」が「ス」となっている。

318 活字本では「着セルコト」が「着スルコト」となっている。

319 福王寺本・謄写本では「ク」(補入)

320 福王寺本・謄写本では「三」(補入)

321 福王寺本・謄写本では「テ」(補入)

322 活字本にのみ「乗戒別住互益アル例ノ事」とあり。

323 活字本には「是モ亦御評議ニ定ルベシ」なし

324 福王寺本・謄写本・活字本では「ケ」なし

325 活字本では「住ス」(補入)

326 福王寺本・謄写本では「テ」が「チ」となっている。

40丁左

互相ニ相助ケテ修功早く進ミケルトカヤ准南子ニ曰治世之

体ハ易レ守也其事易レ為也其禮易レ行ヒ也其責易レ償ヒ

也是以テ人不レ兼官ヲ々不レ兼事ヲ士農工商郷別ニ州異ナリ

是ノ故ニ農ハ與レト農言レヒ力ヲ土ハ與レト土言レヒ行工ハ與レト工言レト巧商ハ與

レ商言レトフ數ヲ是以士ニ無ニ遺行ニ農ニ無ニ廢功ニ工ニ無ニ苦事ニ商ニ無ニ

折貸各一ニシテ其性ヲ不レ得ニ相于故ニ伊尹ノ興ニスヤ土功一ヲ也修脛者ニハ

使ニシテ之ヲシテ躅躩強脊者使ニ之ヲシテ肩土土眇者使ニ之ヲシテ准一セくびの 僂者ニハ

使ニ之ヲシテ

塗ニ各有レテ所ニ宜而人ノ性齊シ矣胡人便ニ於馬ニ越人ハ便ニ於舟ニ

異形殊類易レ事ヲ而悖失レテ處而賤レテ勢ヲ而貴キ聖人

41丁右

總テ而用レ之ヲ其數一也是等ノ世間ノ事モ専門ニシテ各生レ

ツキタル性ニ任セテ其類ヲ分チ行ハシムルユヘ其功早く成ナリ佛

門三学ノ修行モ亦復カクノ如シ然バ今真言寺モ三学

俱行ハ勿論ナレドモ其中専門ヲ定此寺ハ律此院ハ經彼房

ハ論トシテ其一寺内一学ノ人共住シ或ハ一寺ノ内衆

多ハ房舍ヲ分三学ヲ配分シテ各別ニ居シムベシ然バ

327 福王寺本・謄写本では「セ」なし

328 活字本では「一寺内」が「一山一寺中」となっている。

329 福王寺本・謄写本では「ニ」(補入)

利益實力子ノ如クナラン歟他所ノ事ハ学如分齊今

定ムベキコトニアラザレバ先福王寺ヲ以テ有部律専門

増戒業寺トシテ高祖ノ三学具足光顕センコトヲ

聴許シタマヘト願ヒ奉ルニ付テ鄙語ヲ以テ問答シ侍ルモ

ノナリ只意ノ通シ易ヲ要トス文ノ拙ヲ責ルコトナカレ

宝曆九年己卯十二月四日於京都僑舍書<sup>(330)</sup>

42丁右

芸州福王寺学如畔睇奉啓

高祖ノ言ニ曰道無<sup>トキハ</sup>人則壅教無<sup>トキハ</sup>演<sup>ルコト</sup>則廢<sup>スト</sup>語ニ曰人能弘道ヲ々非<sup>スト</sup>弘<sup>ルニ</sup>

レ人ヲ夫<sup>(331)</sup>舟船豈ニ自度<sup>レ</sup>深<sup>ヲ</sup>必待<sup>ニ</sup>舵師<sup>一</sup>ヲ車乘寧獨致<sup>レ</sup>遠<sup>ヲ</sup>必ス用<sup>ニ</sup>御者<sup>一</sup>ヲ法

之於<sup>レ</sup>人ニ亦如<sup>レ</sup>是乎是ノ故ニ釋尊藏<sup>ニ</sup>秘典<sup>一</sup>ヲ待<sup>ニ</sup>龍猛<sup>一</sup>ヲ而流<sup>ニ</sup>之<sup>ヲ</sup>人間<sup>ニ</sup>無

畏<sup>ノ</sup>蘊多羅<sup>得</sup>高祖<sup>一</sup>弘<sup>ニ</sup>メタリ<sup>一</sup>之日東<sup>ニ</sup>人法行藏運<sup>之</sup>令<sup>レ</sup>然<sup>ラズ</sup>不<sup>レ</sup>可<sup>ニ</sup>得<sup>テ</sup>而

知<sup>ル</sup>矣粵<sup>ニ</sup>根本有部律<sup>ハ</sup>者金智廣智傳<sup>ニ</sup>於西域<sup>一</sup>ヨリ以<sup>ニ</sup>付<sup>ス</sup>青龍<sup>ニ</sup>々々

有<sup>レ</sup>餘兼<sup>ニ</sup>四分<sup>一</sup>以<sup>ニ</sup>有部<sup>一</sup>便傳<sup>フ</sup>之<sup>ヲ</sup>高祖<sup>ニ</sup>々々初<sup>ハ</sup>依<sup>ニ</sup>四分<sup>一</sup>近圓<sup>ス</sup>自<sup>レ</sup>瀉<sup>ニ</sup>

瓶<sup>シテ</sup>於青龍<sup>ニ</sup>後<sup>ニ</sup>以<sup>テ</sup>有部<sup>為</sup>本学<sup>ト</sup>歸<sup>レ</sup>ル<sup>ノ</sup>朝<sup>ニ</sup>後奏<sup>シ</sup>定<sup>ル</sup>ニ一家<sup>ノ</sup>三学<sup>一</sup>ヲ專<sup>ラ</sup>以<sup>ニ</sup>ス

有部<sup>一</sup>ヲ為<sup>ニ</sup>増戒学<sup>ト</sup>蓋<sup>ソ</sup>當<sup>ノ</sup>時進<sup>ム</sup>密門<sup>ニ</sup>者皆無<sup>レ</sup>不<sup>レ</sup>依<sup>レ</sup>焉<sup>ニ</sup>而<sup>テ</sup>去<sup>ル</sup>コト入<sup>定</sup>ヲ未<sup>タ</sup>

41丁左

330 活字本では「茲蕪字如」(補入)

331 福王寺本・謄写本では「船」なし

332 福王寺本・謄写本では「以」なし

42 丁左

遠諸家ノ律軌漸ク輟<sup>ム</sup>講持犯衣制軌度部別悉<sup>テ</sup>從<sup>ニ</sup>匪彝<sup>ニ</sup>泯<sup>ニ</sup> 333

々トシテ遺緒斯<sup>ツキス</sup>幾矣如下<sup>キ</sup>彼ノ中川求<sup>ニ</sup>

則<sup>シテ</sup>於農叟<sup>ニ</sup>西大興<sup>ニ</sup>糜<sup>シ</sup>於自誓<sup>ニ</sup>泉

涌傳<sup>中</sup>全<sup>テ</sup>於大宗<sup>上</sup>並<sup>ニ</sup>皆秉<sup>ニ</sup>四分<sup>一</sup>雖<sup>ニ</sup>学密<sup>ノ</sup>者<sup>一</sup>亦靡然<sup>トシテ</sup>嚮<sup>レ</sup>風<sup>ニ</sup>豈<sup>ニ</sup>是可<sup>シ</sup>

謂<sup>ニ</sup>吾當<sup>ノ</sup>子<sup>ト</sup>耶<sup>子</sup> 335 而不<sup>三</sup>克<sup>ク</sup>紹<sup>ク</sup>箕裘<sup>ヲ</sup>吾不<sup>レ</sup>知<sup>ニ</sup>其<sup>ノ</sup>可<sup>一</sup>也夫<sup>ノ</sup>有<sup>レ</sup>部<sup>ノ</sup>之無

人數<sup>ニ</sup>百年於此<sup>ニ</sup>有<sup>レ</sup>法無<sup>レ</sup>人<sup>其ノ</sup>有<sup>レ</sup>同<sup>レ</sup>無<sup>ニ</sup>高祖<sup>ノ</sup>之<sup>レ</sup>謂<sup>ニ</sup>壅廢<sup>ナル</sup>者<sup>非</sup>シテ

此<sup>ニ</sup>何<sup>ノ</sup>嗚呼伊滅<sup>ニ</sup>片點<sup>一</sup>鼎折<sup>ニ</sup>一足<sup>ヲ</sup>昔者有<sup>ニ</sup>鍊<sup>レ</sup>石<sup>一</sup>補<sup>レ</sup>天<sup>者</sup>今<sup>何</sup>於<sup>ニ</sup>

箇<sup>ノ</sup>足<sup>ニ</sup>無<sup>ニ</sup>補<sup>者</sup>久<sup>キ</sup>耶<sup>雖</sup>不<sup>敏</sup> 336 有<sup>レ</sup>志<sup>此</sup>然<sup>レ</sup>斗筭<sup>之</sup>少<sup>キ</sup>容<sup>ル</sup>衣鉢

之<sup>ノ</sup>易<sup>キ</sup>竭動<sup>スレ</sup>ハ不<sup>レ</sup>知<sup>レ</sup>分<sup>ヲ</sup>之<sup>ノ</sup>嘲<sup>ヲ</sup>雖<sup>レ</sup>然<sup>於</sup>彼<sup>再</sup>興<sup>之</sup>事<sup>ニ</sup>寢食<sup>モ</sup>無<sup>レ</sup>忘<sup>レ</sup>涉

經<sup>ニ</sup>獵<sup>レ</sup>律<sup>ニ</sup>探<sup>レ</sup>蹟<sup>ヲ</sup>索<sup>レ</sup>隱<sup>ヲ</sup>緣<sup>循</sup>偃<sup>伏</sup>幾<sup>一</sup>紀<sup>爽</sup>然<sup>トシテ</sup>謂<sup>ヘ</sup>得<sup>タリ</sup>刻<sup>レ</sup>鵠<sup>ヲ</sup>類<sup>ル</sup>ト

驚<sup>ニ</sup>也<sup>ノ</sup>

而<sup>ニ</sup>法<sup>ハ</sup>依<sup>リ</sup>人<sup>ニ</sup>々<sup>ハ</sup>宅<sup>レ</sup>土<sup>ニ</sup>此<sup>三</sup>者<sup>無</sup>不<sup>レ</sup>有<sup>ニ</sup>主<sup>宰</sup>若<sup>不</sup>得<sup>ニ</sup>主<sup>諾</sup>而<sup>作</sup>ハ

則是私屏<sup>ノ</sup>事<sup>如</sup>其<sup>ノ</sup>班<sup>宣</sup>何<sup>於</sup>是<sup>ニ</sup>乎<sup>踞</sup>蹟<sup>トシテ</sup>捺<sup>リ</sup>觚<sup>ヲ</sup>慇<sup>懃</sup>獎<sup>束</sup>恭<sup>奉</sup>

啓<sup>ス</sup>焉<sup>伏</sup>維<sup>ハ</sup>密<sup>場</sup>之<sup>瓦</sup>礫<sup>繙</sup>林<sup>之</sup>朽<sup>枝</sup>誤<sup>テ</sup>緘<sup>テ</sup>燕<sup>石</sup>以<sup>テ</sup>比<sup>ニ</sup>夜<sup>337</sup>

光<sup>ニ</sup>猥<sup>ニ</sup>弄<sup>ニ</sup>鈇<sup>刀</sup>以<sup>テ</sup>学<sup>ニ</sup>公<sup>輪</sup>何<sup>ソ</sup>得<sup>レ</sup>無<sup>ニ</sup>大<sup>方</sup>之<sup>刺</sup>雖<sup>レ</sup>然<sup>蚩</sup>燿<sup>之</sup>微<sup>ナル</sup>

之<sup>ノ</sup>ヨ

之<sup>ノ</sup>ヨ

之<sup>ノ</sup>ヨ

之<sup>ノ</sup>ヨ

之<sup>ノ</sup>ヨ

之<sup>ノ</sup>ヨ

之<sup>ノ</sup>ヨ

之<sup>ノ</sup>ヨ

之<sup>ノ</sup>ヨ

之<sup>ノ</sup>ヨ

之<sup>ノ</sup>ヨ

之<sup>ノ</sup>ヨ

之<sup>ノ</sup>ヨ

之<sup>ノ</sup>ヨ

之<sup>ノ</sup>ヨ

之<sup>ノ</sup>ヨ

之<sup>ノ</sup>ヨ

之<sup>ノ</sup>ヨ

之<sup>ノ</sup>ヨ

333 福王寺本・謄写本では「々」(補入)

334 活字本では「宗」が「宋」となっている。

335 福王寺本・謄写本では「哉」が「耶」となっている。

336 福王寺本・謄写本では「少レキ容」が「容少」となっている。

337 福王寺本・謄写本では「夜」が「衣」となっている。

貸<sup>ニ</sup>／

之<sup>ニ</sup>大陽<sup>一</sup>ヲ胡<sup>ソ</sup>不<sup>レ</sup>施<sup>ニ</sup>遍照之用<sup>一</sup>ヲ鸞鳩之小假<sup>ニ</sup>ハ之<sup>三</sup>鵬翼<sup>一</sup>ヲ豈無<sup>レ</sup>シ為<sup>ニ</sup>フ垂天<sup>一</sup>之能<sup>一</sup>ヲ微物之托<sup>レ</sup>ク大<sup>ニ</sup>誰<sup>一</sup>昔然<sup>リ</sup>矣恭<sup>ク</sup>惟僧正閣下德溢<sup>レ</sup>四海<sup>一</sup>名聲<sup>ニ</sup>ナリ

八荒<sup>ニ</sup>三密纒<sup>スレ</sup>法界瑜祇<sup>一</sup>一喝乍<sup>ニ</sup>振<sup>ヘ</sup>汗道懺摩<sup>ス</sup>今<sup>ニ</sup>也股<sup>ニ</sup>肱<sup>トシテ</sup>

總法務<sup>ニ</sup>法門之通塞<sup>一</sup>因<sup>ル</sup>其一顧<sup>ニ</sup>其伏<sup>一</sup>願尊者諒<sup>ニ</sup>察<sup>シテ</sup>之<sup>ヲ</sup>自今<sup>一</sup>以

後以<sup>ニ</sup>福王之寺<sup>一</sup>為<sup>ニ</sup>有部律学行之處<sup>一</sup>俾<sup>シテ</sup>ハ学如<sup>ヲ</sup>於<sup>レ</sup>此懋<sup>ニ</sup>建<sup>ニ</sup>其<sup>一</sup>軌<sup>一</sup>ヲ

43 丁左

則於<sup>ニ</sup>ル<sup>ル</sup>其<sup>ノ</sup>渴飲之情<sup>一</sup>也猶<sup>三</sup>輒<sup>一</sup>俯<sup>レ</sup>之得<sup>ニ</sup>西江水<sup>一</sup>也若然<sup>ハ</sup>三学此<sup>ニ</sup>昇

峙<sup>シ</sup>佛日再<sup>ヒ</sup>增暉<sup>セン</sup>縱<sup>ヒ</sup>雖<sup>ニ</sup>一木<sup>一</sup>不<sup>レ</sup>堪<sup>レ</sup>支<sup>ル</sup>大厦<sup>一</sup>胡<sup>ソ</sup>亦無<sup>ニ</sup>涓滴<sup>一</sup>積<sup>テ</sup>成<sup>ス</sup>

滄<sup>／</sup>

溟<sup>一</sup>乎仰<sup>テ</sup>乞<sup>テ</sup>宥<sup>ニ</sup>其<sup>一</sup>輕觸<sup>一</sup>ヲ賜<sup>ニ</sup>金諾<sup>一</sup>敢<sup>テ</sup>盡<sup>シテ</sup>愚情<sup>一</sup>恐<sup>レ</sup>懼<sup>レ</sup>奉<sup>レ</sup>啓

寶曆己卯十二月四日奉

真乘院正僧止閣下

44 丁右